

宜議第564号
令和7年3月3日

議長
呉屋 等 殿

経済建設常任委員会
委員長 知名 康司

委員会審査結果について（報告）

第462回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和6年 12月10日	令和6年 12月10日	議案第90号、議案第91号、議案第92号、 議案第99号、議案第82号、議案第83号、 議案第93号
令和6年 12月11日	令和6年 12月11日	議案第96号、議案第81号
令和6年 12月12日	令和6年 12月12日	議案第81号、議案第82号、議案第83号、 議案第90号、議案第91号、議案第92号、 議案第93号、議案第96号、議案第99号、 請願第8号、陳情第10号、陳情第13号、 陳情第14号、陳情第19号、陳情第23号、 陳情第27号、陳情第31号、陳情第32号、陳情第 33号、陳情第34号、陳情第35号
令和6年 12月16日	令和6年 12月16日	議案第96号
会議日数 4日間		

2. 会議事項

議案番	案号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第81号		令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和6年12月9日	令和6年12月12日	原案可決
議案第82号		令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)	令和6年12月9日	令和6年12月12日	原案可決
議案第83号		令和6年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)	令和6年12月9日	令和6年12月12日	原案可決
議案第90号		宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について	令和6年12月9日	令和6年12月12日	原案可決
議案第91号		宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について	令和6年12月9日	令和6年12月12日	原案可決
議案第92号		宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	令和6年12月9日	令和6年12月12日	原案可決
議案第93号		宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	令和6年12月9日	令和6年12月12日	原案可決
議案第96号		宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更について	令和6年12月9日	令和6年12月16日	同意
議案第99号		市道の認定について	令和6年12月9日	令和6年12月12日	原案可決
請願第8号		女性差別撤廃条約選択議定書の批准について	令和6年10月3日	—	継続審査
陳情第9号		インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情	令和4年12月8日	—	審議未了
陳情第10号		有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情	令和5年3月3日	—	継続審査
陳情第13号		西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情	令和5年3月3日	—	継続審査

陳 情 第 1 4 号	西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情	令和 5 年 3 月 3 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 1 9 号	「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情	令和 5 年 9 月 1 3 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 2 3 号	高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について	令和 5 年 1 2 月 7 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 2 7 号	野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情	令和 6 年 1 0 月 3 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 3 1 号	宜野湾市宮野球場の観客席・トイレの改修について	令和 6 年 1 0 月 3 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 3 2 号	ガードレール及び側溝蓋の設置について	令和 6 年 1 0 月 3 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 3 3 号	嘉数高台公園にある拝所、上ヌ山(イヌヤマ)祠、改修について	令和 6 年 1 0 月 3 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 3 4 号	横断歩道の設置について	令和 6 年 1 0 月 3 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 3 5 号	「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情	令和 6 年 1 0 月 3 日	—	継 続 審 査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年12月10日（火） 1日目

午前10時00分 開会
午後 2時58分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	知名 康 司
委員	濱元 朝 晴
委員	下地 崇

副委員長	宮城 優
委員	又吉 亮
委員	嶺井 拓 磨

○欠席委員（0名）

○説明員（10名）

建設部長 次	城間 勝也
建築指導課 建築審査係長	安里 義弘
道路整備課 課長	高江洲 強
上下水道局長 次	松本 勝利
業務サービス課 課長	座間味 睦子

建築指導課 課長	大城 秀規
建築指導課 建築審査係 主任技師	瀬名波 優希
道路整備課 道路管理係 主任技師	古波蔵 祐太
総務企画課 総務企画担当技 幹	伊佐 英樹
業務サービス課 業務管理係長	親川 巧

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第90号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第91号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第92号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第99号 市道の認定について
- (5) 議案第82号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第83号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第93号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

第462回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年12月10日（火）第1日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第90号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 議案第90号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
担当課より議案第90号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 おはようございます。全然知識がないもので、初歩的なことからさせていただきたいのですが、これは宜野湾市内に建てる建築物でありますけれども、これは住宅からマンションとか、共同住宅とか、そういう建物を指しているのですか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの宮城委員の御質疑ですが、今、委員おっしゃるとおり、住宅からマンションと共同住宅を含めて全て対象となっております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 これの手数料というのは、建物に対しての何を指しているのか、教えてください。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 今回、改正する手数料条例につきましては、来年以降、新築を行う住宅、マンションと共同住宅、こちらのほうの条例の基準に適合するかどうかの審査に伴う手数料になってございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 昨今よく行われている既存に建っている建物に改装みたいな形で、断熱したり、外壁を変えたりとかというのが行われているケースが多々あるのですけれども、その辺も関係しているのですか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの宮城委員の質疑なのですが、リフォームに関してではなくて、今回の手数料、あくまでも来年4月以降に新築、増改築する対象の建物に関する手数料でございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしく申し上げます。ちょっと教えてほしいのですけれども、工事に着手するもの、

4月以降対象ということなのですが、着手と着工の違いというのは何になりますか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの嶺井委員の質疑なのですが、着手と着工という言葉に関しては、私自身も特に大きく違いはないものと考えております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっとネットで調べた限りで言うと、着手だと測量から入る。着工は、その場で現場の工事が始まる。こういつているのですけれども、着手ということは、測量とか、その段階では対象ということによいですか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 着手というのは実際に建物の工事に入る段階ですので、例えば基礎の掘削工事とか、そういった地盤の改良工事というものが着工というふうに示されております。

○嶺井拓磨 委員 現場で工事する前にやるじゃないですか。そこから分けを、4月以降に着手するものが対象ということは、3月31日で測量とかしていれば基礎とかをしなくてもいいというような認識で大丈夫ですか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 あくまでも、先ほどの繰り返しなのですけれども、着手というのは実際に建物の工事に入る段階ですので、今言う測量は着手には該当しないことになる。

(「しないんですね」という者あり)

○建築指導課長 はい。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 それと、もう一つ気になるのが、これかなり申請書が追加されているような感じなのですけれども、確認するものが恐らく建設部のほうで多くなるのではないかなという認識があります。そうなった場合、今の抱えている人の人数で対応ができるのかどうなのか、教えてほしいのですが。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの嶺井委員の御質疑にお答えします。委員おっしゃるとおり、今後、我々のほうでも、省エネに関して全ての建物の基準審査が発生しますので、確かに審査事務のほうはかなり増加する。ただいまの我々建築指導課の実際の審査を行う職員の体制としては、まだ施工は、実際に申請が来ていない段階では、はっきりとしたことは申し上げられないのですが、恐らく4月以降は、当初は多分かなり今の職員に対しての負担は増えるものだと。体制としては、ちょっと十分可能性はあるものと思料しています。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ただいまの質疑に対してですが、やはり業務量が増えることによって職員も負担が多くなるということで、状況を見ながら、次年度、人員を要望していきたいと思います。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すいません、僕が全然分かっていないのですが、それは技術職の方がやっぱり必要という形になるのですか、認識としては。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○**建築指導課長** 基本的には、やはり省エネの審査というのは専門的な内容の基準に特化するものですので、やはりある程度、特に建築に従事した職員が対象だというふうに考えております。

○**知名康司 委員長** ほかに。宮城優委員。

○**宮城優 委員** すみません。再度、工法はいろいろあって、それぞれ建築費が多分違うと思うのですが、坪単価には鉄筋コンクリートで100万円以上というのを聞いたことがあるのですが、この改正によって単価は上がるという認識でよろしいですか。

○**知名康司 委員長** 建築指導課長。

○**建築指導課長** 宮城委員の御質疑に関しては、おっしゃるとおり省エネ基準に適合する住宅を今後建築するに当たっては、やはり省エネに特化した空調設備であったり、あとは建物をそういった断熱性のある建物にするとすると、やはり初期費用、イニシャルコストが、現行の建物に比べる割高になるというふうに考えております。

○**知名康司 委員長** 宮城優委員。

○**宮城優 委員** それは建築主が選べるということでもありますか。

○**知名康司 委員長** 建築指導課長。

○**建築指導課長** 建築指導課作成資料のほうにもございますが、来年4月以降に関しましては、全ての建物が省エネ基準に適合することになる、義務化されますので、選べるというのはいくつかはできないこととなります。

○**知名康司 委員長** 宮城優委員。

○**宮城優 委員** 今、物価高なので、庶民がマイホームが遠のくような気もしないでもないのですが、エネルギーを抑えるという意味では、理にかなっているのかなと思います。分かりました。ありがとうございました。

○**知名康司 委員長** 建築指導課長。

○**建築指導課長** 今の宮城委員にちょっと補足説明にはなるのですが、先ほど住宅を建築する初期費用がやっぱり割高になるというお話をしたのですが、ただ省エネ基準に適合した住宅とすることで、やはり建物の断熱性も上がって、そうすると冬は暖かくて、夏は涼しいという環境になりますので、その分、電気料等については削減できるかというふうに思います。

○**宮城優 委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**知名康司 委員長** ほかに。濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴 委員** 新旧対照表で18ページなのですが、現行と改正後の案という形で、字句を改めるということでもあります。「向上等」とか、「等」が、改正がほとんどあります。その違いというか、どういうふうな感じで受け止めたらいいいのか、教えてください。

○**知名康司 委員長** 建築指導課長。

○**建築指導課長** ただいまの濱元委員の御質疑ですが、今回の手数料条例1条の字句の改めに関して、こちらのほうは、特に等の改めについて、国の方から特に具体的な説明はなかったのですが、実際に事務を行う我々としては、来年以降、今回やっぱり全ての建物が省エネ基準が義務化されるということで、それに伴う基準等、そもそもそういったものが法律に明記されるということで、等が追加されたのではないかとはいえませんが、こちらには考えております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 具体的に何々が増えるとか、そういうふうな文句が、そういうあれではなくて、今おっしゃったような形で理解していいのですか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 現行の今の法律のほうに、来年4月から着工する住宅を含めた全て、その内容についても条文のほうに明記されるので、それを踏まえてのことかというふうに考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 以前にレクしてもらったときにも少し話にはなっていたのですけれども、この条例上では経過措置として、同条の規定の施行の日以降に申請を受理したものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては従前の例によるというふうにはなっているのですけれども、3月が年度内、3月31日までに受理をしたもので、着手が4月になった場合の対応というのはどういうふうになるのですか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 又吉亮委員の御質疑に関しては、附則のほうにある経過措置に関する御質疑だと思いますが、今の御質疑は、今年度3月31日までに申請を受理したものについては現行の手数料、4月以降に申請する場合は改定の手数料を徴収するというふうになっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 年度内にあったものは、もちろん従前のものなのですから、それから着手が年度内にできなかった場合、年度をまたいでしまった場合は変更をしないといけなくなるのか。でも、年度内に受理はされているので、この4月からスタートという、ルールを改正しますというところを年度内に申請受理したので、そのままいくのか、もしくは変更手続が必要なかというところをお聞かせください。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 年度内で申請があった場合は、まだこの改正がないので、今の現状の基準での審査になります。仮にそれが4月以降にその申請に基づいて現行基準で判断をして工事着手となった場合は、新基準以降の基準が適用になりますので、その際はその時点で変更手続を取るのか、建物が完成する際に完了検査、工事完了前の検査というものがあるので、その時期に改正後の基準適合した書類等が示されれば、建物については竣工することができることとなります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 従前のもので適合したものの、審査を出して申請をして受理されて、年度内に着工ができなかった。新年度になって着工した、完成した完了検査の中で、完了検査していく中で、4月からの新しいルールでの適合されているかどうかとなると、前年度までに申請したものでやっているものなので、もちろん適合しないはずだと思うのですけれども、そういった場合の対応はどうなりますか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの又吉委員の御質疑にお答えします。こちらに関しましては、やはり改正の前後、ちょうど過渡期になる時期については、国の留意事項のほうの通知が出されておまして、そういった明らかに4月以降に着手する場合は余裕を持って前もって、年度内に着工するのか。年度内着工であれば新基準の適用がございませんので、余裕を持って本年度中に申請をして、年度内に着工するのか。明らかに4月以

降に着手するような申請、3月の中旬とかに受理がされる場合は新基準での申請書類にして、事前相談をしていただいて、4月以降に正式に申請をしていただくようにというふうに、国のほうから通知のほうは出ておまして、それに準じた形で本市も対応しようかというふうに考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この留意事項に関しては理解できるのですが、おうちを造りたい人にとっては、やはり新基準のほうが、今おっしゃったようにイニシャルコストがかかるようになったら年度内に着手したいはずなのです。となつて、大急ぎでやって、それでもやっぱり何らかの事情があつて着手に至らなかった場合というのが気になる場所なのですけれども、そういったときの対応というのは、国のほうで示されているものもあるのか。もちろん事前に説明することも大事なのですが、やはり家主としては、コストのかからないところに造りたい、年度内に着手をしたいということでも、それでイレギュラーでそうなってしまった場合、年度をまたいでしまった場合の対応というのがどういうふうになるのか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの又吉委員の御質疑です。おっしゃるように、そういった住宅を建てるとなると一生の買物という、かなりの費用を持ち出すものですが、ただやはり今回の改正に伴う国のほうのQ&Aなり説明のほうでは、やはり年度内に着工予定でやっていたものが、実際に着手が4月になってしまうと、そのまま新基準での適用になるということで、その場合、新基準でないと建築することができないという形になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 担当部署としては、例えばこの申請受理をするときの、これぐらいに申請をして受理してしまうと年度をまたぐ着手になる可能性があるなんていうボーダーラインという期日は決めているのですか。そこをお聞かせください。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 今回の省エネ基準に関しましての審査基準は法定上に示されておりますので、目安としてはやはり2月末から遅くても3月上旬まででないと年度内着工は難しいのではないかと考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 3月上旬、ボーダーラインをある程度、部署の中で共通認識でやっているのですね。それを超えて来る場合、ボーダーラインぎりぎりだった場合には、新年度に4月以降に申請をしてくださいという相談をするというような感じになるのですか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 又吉委員のおっしゃるとおりで、そういう形の案内になるかと思います。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 新旧対照表で見た限りでは、全く理解がしにくい。新旧対照表の中では非常に分かりづらい。その資料が、2番の資料で比較表というのは出ておりますけれども、今までのイメージとして比較表は、現行の価格があつて、それに対してまた比較ということで、同じように出てくるかなと思えば、またこ

れも違う。見方が非常に難しいのですけれども、現行が、例えば別表の38、39の中の現行があって、新たに改定する中で、また事前審査なしとか、事前審査ありというのが入ってきて、余計に複雑になって、どれがどれだか、もう分かりにくい、素人には。どれを基準に見れば分かりやすいかなと。

○宮城優 副委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 今、委員長の御質疑なのですが、我々のほうも資料作成するに当たって、新旧対照表、いかに皆さんに説明するかというの、大分苦慮したところでございます、正直なところ。やはり見てのとおり、かなりの法律名と文字数になっていまして、かなりの枚数なものですから、その中で改正となるものだけをピックアップして、それをまとめたのが資料2という形でまとめさせていただいたのですが、その辺、やはり難しいというのは、ちょっとすいません。

○宮城優 副委員長 知名委員長。

○知名康司 委員 一例だと、どれで比較したら分かりやすいか。どれを見たら分かりやすい。何か比較するような、非常に難しい。

○宮城優 副委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 新旧対照表で、まず38の項に絞っての御説明でもよろしいですか。

○知名康司 委員 はい。

○建築指導課長 新旧対照表25ページになります。第2条による改正、こちらのほうが資料2に基づく改正の新旧対照表となっております。例えば38の項につきましては、まず法律の条項が変わっているというのは、15条第1項の変更が14条1項の変更になっている。

(何事かいう者あり)

○建築指導課長 右側が14条の2。これは条文の改めでございますが、手数料のほうにつきましては、次の26ページ、現行のA、15という形で記載させていただいているところを、今回の改正では戸建て住宅という形で名称を変えさせていただいている。

あと、Aの(A)というところ、現行が1戸の場合の手数料の表記になっているのが、改正につきましては、200平方メートル未満のものということで、戸数というもの、戸建てという形で改めたものと、あとは1戸というものを面積という形に改正、改めている内容になっております。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 項の改め、先ほど住戸が戸建て住宅には2万4,000円が3万4,000円に変わるのですけれども、普通は備考欄には項の改めとか何かありますよね。これがないのですけど。

○宮城優 副委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 今回、別表の38がかなりの枚数にまたがっているのですけれども、一番最初の38の項の右側のほうに項の改めということで、この表自体の項の改めで。

(「全部」という者あり)

○建築指導課長 はい。なので、39の項も最初のほうに、33ページの39の項の最初のほうに項の改めということで。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 今の説明、1項に対して左の表は2万円台で、右のほうは事前の審査なしで3万4,000円、

理解できました。さらに、左側、2項から5項とかありますけれども、これはまた右側になるとあります、その項目というのは。

○宮城優 副委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 現行の項は、建物の戸数表記のものを戸建て住宅とマンション、アパートの共同住宅等という区分に改めておりますので、なおかつ、その建物の区分に応じた面積ごとということで、現行と大区分が改められているという、今回、改正内容となっております。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 これは専門的な感じで、我々、ちょっと理解しにくいのですが、全体的には手数料自体はかなり上がっていますね。

○宮城優 副委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 手数料につきましては、こちらのほうは国のほうから審査に関する審査時間が示されておりまして、それに基づいて手数料のほう算定しております。ですので、現行と比較すると、同じ区分ではないので、一概に比較はできないのですが、少し、多少は手数料としては現行に比べると上がっているものと考えております。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 次の資料、この資料、2つ目の木造戸建て住宅の建築確認手続等の見直しとありますけれども、これの説明が要ると思うのですけれども、何か木造だけの確認か。例えば沖縄の場合、コンクリートとかありますけれども、これは対象外になるのですか。

○宮城優 副委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの知名委員の御質疑、この2つ目のほうは、次の議案第91号に関連する内容ではございますが、今回の2つ目の改正は、RC、鉄筋コンクリートについては特に今回の改正は影響ございません。現行どおりとなっております。あくまでも木造の戸建て住宅に関してが変わるという改正内容です。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 コンクリート住宅に関しては、新築でも今までの内容で進めるという事で。

○宮城優 副委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 今、知名委員がおっしゃるとおりです。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 分かりました。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかになければ進めてまいりますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 では進行いたします。

審査中の議案第90号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第91号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第91号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課より議案第91号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 これは、先ほどの第90号と一緒に、新築に関わる案件だと思うのですが、今後はこれは申請の類いになるのですよね。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 今回の委員の御指摘に関しては、先ほど省エネ関連の手数料同様、来年4月以降に着手するものに関しては対象となります。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 この一件に対して、エレベーターだったりだとか、いろんな工作物に対しての申請の手数料が上がるという認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 宮城委員のおっしゃるとおりです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっと間違っていたら申し訳ないのですが、この資料の国土交通省から出ているやつです。2つ目に書いてある4号建築物なのですが、これはもともと4号特例、1980年くらいにやったやつで、行政の負担と小規模事業者を守るためというのですか、負担を軽減するためにやられたということなのなのですが、この内容から見ると、行政の負担がなくなって、負担が増になった分、その分、手数料を上げましたよという話になると思うのですが、その小規模事業者の点でちょっと聞きたいのですが、木造、そこまで多くはないのかなと正直思うのですが、そういった小規模事業者から何か意見とかが市役所側にあったのかどうなのか、教えていただけますか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 今回、嶺井委員がおっしゃるように、旧4号特例の見直しに関しまして、現時点におきまして小規模事業者から特に問合せ等は来ておりません。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 感覚でもいいので、教えていただきたいのですが、宜野湾市で木造住宅の割合はどのくらいありますか。今の申請ベースでもいいのですが。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 本市宜野湾市内におきまして、木造に関する住宅に関しましては、過去5年ですと年間約60件建築されていることになっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 これに続いて、もう一点なのですけれども、今まで省エネ適判のあれを出さなければいけなくなったということは、小規模事業者にとっての知識が必要になってくるわけではないですか。この小規模事業者に対しての支援とか、そういうセミナーみたいなものというのは、国でもいいですし、沖縄県でもいいですので、そういったものは改正されているのかどうなのかというのを伺いたい。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの改正に関する説明につきましては、国交省の担当者のほうが全国回っていて、沖縄に関しましては先月11月19日、今月12月20日に説明会の開催、設計者、工務店向けの説明会を開催する予定となっております。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは進行いたします。

審査中の議案第91号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後10時50分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後11時02分)

【議題】

議案第92号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第92号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課から議案第92号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。この電柱に関しては種類があるようですが、これを一括りにすると市道には何本立っているのか、分かりますか。種類別でもいいです。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 種類が多く、把握のほうはしておりません。この条例のほうで第1種、電柱でございます。第1種から第3種のほうまで、こちらについては電力柱が主にあります。第1種電話柱から第3種電話柱、それについてはNTT柱のほうになっております。

本数について、すみません。もう一度改めます。電力柱についてですが、第2種電柱のほうで3,732本、あとこれを引っ張る電線塔もございます。NTT柱については、第1種電話柱については2,303本となっております。あとは公衆電話であったり、通信関係のほうになっております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 結構建っているんですね。先ほど次長のほうから年間約324万円の増収が見込まれるとあったのですが、改正前はいくらだったのか…。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 改正前のほうで2,852万5,000円でございます。こちらについては継続があるもの、今年度の4月1日現在の措置での金額になっております。また、今年度新規で入ったり、撤去したり、そういった増減はございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 増減もあるということで、分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。記憶があれなのですけれども、電線共同溝が埋設されている配線を占める土地における占用という考えで思っているのですけれども、聞いたことがあるのですけれども、電柱の高架している上空のケーブルも投影面積で、これは占用に入るということを聞いたことがあるのですけれども、これも今、2,852万円の中に含まれたりしているのでしょうか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり、電柱から電柱の線のほう、そういったのも入っております。例えばOCNであったり、あとネットの通信系のものとか、そういったのも入っております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 今見たら、第1種から第3種まで、電柱と電話柱、2種類あって、ケーブルも2通り、上が沖電さんとかで、下が電話線というのは聞いたことあるのですけれども、これは同じ向きで走っているのですけれども、どちらも占用しているわけで、NTTさん、電力さん、両方とも占用料というのは払っているのですか。それとも、どちらか一方で。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 通常はNTT柱よりも電力柱のほうが高いです。そこに共架してNTTが入ったりしております。両方、収入のほうは入っております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 両方からもらっているような認識。

○道路整備課長 はい、そうです。

○下地崇 委員 歳入はどこどの科目に入るのか。要は一般財源として入ったものがまた活用していくと思うのですけれども、どこにあてがわれるのか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 一般会計の道路占用料のほうに歳入として入ります。使用料及び手数料の中の道路占用料のほうに歳入として入ります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 今回が3,100万円余り、また歳入になるのかなと思うのですけれども、これの使い方について、例えば道路整備とか、その付近にまつわる歩道の路盤の整備とか、そこら辺に使える財源なのかなと期

待したいのですけれども、その辺、どのようになっていますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員おっしゃるとおり、今現在、単費のほうで道路維持管理のほうしております。そのほうに歳入先として与えてある道路の補修とか、そういったもので歳出のほうしております。

○下地崇 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回、宜野湾市道路占用料徴収条例の改正なのですけれども、前回、この条例を改正したのはいつですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 前は令和4年4月1日です。国の改正のほうは3年ピッチで行っている。本市のほうでも3年ピッチで改正のほう行っております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 タイミングとしては、西普天間地区の中で電線共同溝ができるからというところの条例改正になるのかなと思うのですけれども、では確認させてください。今まで、これまでは電線共同溝の中に、市道というか、市有地になっている部分はなかったという認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 そうです。西普天間のほうで電線共同溝が入って、それを歳入として入れるために改正のほう行っております。

○又吉亮 委員 なかったということですね。

○道路整備課長 はい。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 49ページ、電柱とか、そういうのはいろいろ常識的には分かるのだけれども、49ページに旗ざおとか、標識とあるのだけれども、その辺が1本300円とか、その他1本3,000円とか、これのほとんど取っていないと思うのだけど、その辺の管理とか、その辺、どういうふうな感じでやられているのか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり占用料のほう徴収しておりません。本来は市のほうに占用の申請を出して、歩行者、車道、車で支障がなければ許可をしております。当然占用の申請があっても、支障が出るので許可は与えません。現在、のぼりのほうが多くなっている段階で、職員のほうで現場パトロールをした際に、抜くのではなくて、ケーブルで巻いたり、そういったことはしております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 いろいろその管理というか、大変だと思うのですけれども、例えば選挙とかそういうふうに、よく貼ったりしますよね。ああいう感じのものはどういうふうな対応をしているのか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 ああいった場合は申請のほうはございませんので、不法占用によって、選挙管理委員会のほうと連携して、前は一度文書を出したり、うちのほうでしております。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっと分からないので、教えてほしいのですけれども、電線共同溝は誰のものになっているのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 基本的には市の持ち物です。市の持ち物の中に、NTTだったり、電力だったり、そういったのが入線のほうしていきます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 最近、下水のほうで地震の耐震年数とかいろいろあったのですけれども、その共同溝の法定耐用年数とか、大体何年か決まっていますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回、共同溝については、うちのほうではなくて市街地整備課のほうで整備して、製品としては塩ビ管になりますので、50年耐用かなと思っております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 この電線共同溝、基本的には電気だったり電話とか、そういったものがメインになっているのですけれども、それ以外のものを通すことはできたりはするのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 通常共同溝の設計の段階で、優先する業者のほうと調整をします。その際に何本入るねということで調整して、それ以外に余分な空洞があれば添架することは可能ではないか。

すみません。先ほどの下地委員の充当先、うちの維持管理のほうに充当しているのと、あと業者のほうで潰れ地事業をしている、そこのほうにも充当しております。

(「潰れ地の補償」という者あり)

○道路整備課長 そうです。昭和何年かに市道認定して、まだ民有地のところ、その潰れ地のほう用地買収のほうしております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 1つだけ、今回の法改正でも計画は変わったわけなのですけれども。減っている、減額の項目もありますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 全部上がっております。この上がり幅が多ければ占用者の負担になりますので、今の1.2倍を掛けて、それをオーバーするのであれば新料金で、オーバーしなければ、この古い占用料に1.2を掛けて、追いつくまで掛けて、オーバーした段階でまた新占用料の料金になります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 この額がないのだと思うのです。93ページ、新旧対照表、政令第7条9号、建築物関係、Aに0.011を乗じて得た額が以前のということで、新しくなった数は減っている額もあるように見えたのですが。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 Aというのが通常の道路占用料ではなく、地価を想定した、地価の相場、路線価を基本にしております。そこら辺で上限が、上がったたり下がったりするので、その数値については。

○下地崇 委員 対象から額がそもそも上がっているから、トータル的に計算したら上がっていることになる。

○道路整備課長 本市のほうではそれに基づいて徴収しているのはございません。

○知名康司 委員長 交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 最初の説明の中で、建設部次長の説明で占用料のほうありましたよね。もう一回お願いします。

○宮城優 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 324万円です。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 では、これまでの収入プラス324万円で、新たに…。

○宮城優 副委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 324万円の増減。ですから、4月1日現在で改正前の数量と改正後の金額、それに合わせて差が324万円になります。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 分かりました。それでは、この資料2の中の3年間間隔というのが、固定資産税の評価も3年のおきに変わるものだから、そういったことも関連しているのか。

○宮城優 副委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 国のほうが固定資産を基にまず改正します。それを基に道路のほうも国のほうで改正をして、施行令の中でも別表がございますので、料金改正している。それが3年ピッチで行っています。それに基づいて、本市のほうも3年ピッチで改正のほうは行っております。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 ちょっと細かいようですが、資料3の1の中の、その中に郵便差し出し口というのがあるのですけれども、これちょっと分からないので。

○宮城優 副委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 郵便ポストになります。歩道内に占用する場合のものになります。公衆電話であったり、郵便ポストであったり、ああいったものが占用する場合。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 個人ではないね。それと、2番目の追加増しの下水道管、ガス管というのがあるけれども、これも道路管理者の許可を得なければいけないものになるのですか。

○宮城優 副委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 そうです。道路管理者はうちのほうになりますので、まずうちのほうに申請を出して、上下水道でも、うちのほうに申請を出して許可を与えています。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 これは使用料というか、料金体系も入れておりますけれども、それ以外も管理をしてい

るのですか。

○宮城優 副委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 市とか国とか県がする場合は免除になります。ガス管については民間のほうでもガスのほうがございますので、そういった場合には徴収のほうはしております。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 分かりました。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは進行します。

審査中の議案第92号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第99号 市道の認定について

○知名康司 委員長 次に、議案第99号 市道の認定についてを議題といたします。

担当課から議案第99号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。この市道認定なのですけれども、これは区画整理をして、後にできた道に対して市道認定するという認識でいいのか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回については民間での開発行為がございました。民間での開発行為で、市の都市計画のほうで、まず審査をして、では将来、道路管理者、市であるのか、民間であるのか、そういった協議を行って、市のほうでしますということで、うちのほうも審査をしながら、道路法には該当しておりますので、今回、市道認定する運びになっております。民間の開発です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 民間の開発というと、住宅を建てる行為を言っているのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回、住宅建築のために道路がなかったので、この道路を造って民間の住宅を造っております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 少し意地悪な質疑になるのかなと思うのですが、もう事前に造られたものをこちらが認定ということで市道にするわけで、瑕疵の問題が出てくるのか。要は不具合とか、疑うわけではないのですが、何かしらの懸念がある傾斜地で道路を造っていたりした場合とか、今後の修繕とかも出てくることも予想されるのですが、その辺、何か覚書というか、取決めというのは、引渡しの際に業者さんとやられているか、されたのでしょうか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 民間での開発行為の場合、まず県の許可が必要になります。その前に市のほうでチェックをして普請をします。その中で開発行為の基準があって、それに基づいて道路築造をしていくので、特にそこら辺、こちらが気にしているのは、10年とか20年たって老朽化した場合は、当然市の管理になりますので、うちのほうでまた補修のほうをしていくということです。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 質疑します。市道の認定に関する規定に関してのところの第2条で、路線系統的で交通上重要であることと書いてあるのですが、この長田40号、41号、42号はどういった意味で重要であることということで定義づけたのか、お伺いします。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 資料で配付した宜野湾市道認定基準要綱のほう、こちらの2条のほうで路線認定基準がございます。今回は2条1項2号のほうに該当しております。内容としては、起点または終点が国道、県道、もしくは市町村道、またはその他の道路で、建築基準法第42条に規定する道路、そこに該当しており、認定のほうは可能と考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは進行します。

審査中の議案第99号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時33分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時34分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。休憩いたします。(午前11時34分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第82号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）

○知名康司 委員長 議案第82号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課から議案第82号についての趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 あまりよく知っていないので、初歩的な質疑させていただきます。今回は令和6年度から8年度までということですが、前回もこの債務負担行為をしたのか。金額はどんな感じだったのかというのを教えていただければ、お願いします。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。前回の委託期間は令和5年4月から令和7年3月までの、今回と同様に2年間でございます。金額においては475万2,000円、うち水道事業部分にしましては332万6,400円、この後の補正予算の下水道事業会計部分が142万5,600円でございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 若干下がったのか。上がったのか。この上がった要因。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。今回、見積書においては、現行の受託業者のほうと、あとまたもう一者、別の事業者のほうから2年間分の委託料の金額を見積りとしていただいております。そこを平均として算出しておりまして、やはり増額の原因に関しては、近年の物価高騰であったり、人件費の上昇であったりということがあるかと思っております。基本、契約の内容に関しましては、若干の修正はございますが、大きな修正はございません。

○宮城優 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしく申し上げます。これは公募でやったのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 嶺井委員の御質疑にお答えいたします。今回予定といたしましては、議決後、予定価格等を立てて業者を指名して、入札による手続になります。公募ではなくて入札による手続を前回と同様に予定してございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 何者くらい指名する予定ですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 嶺井委員の御質疑にお答えいたします。前回の指名業者の資料をちょっと持っていないと、通常5者程度の入札手続になりますので、今回いただいたところを含めて、あと数者、この内容で実施

できるかどうか。あるいはまた、その確認を取って指名の手続をしていきたいというふうに考えてごさいます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 この業者は、基本的には市内になりますか。それとも準市内まで、どこまで含むのかというのを教えていただけますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 嶺井委員の御質疑にお答えいたします。通常、清掃業の事業者においては市内業者の中で選定をしていきたいというふうに考えてごさいます。ただ、やはり最少の経費で効果が出せるようなことを考えますと、その5者程度無ければ、準市内であったりとか、県内に広げることもあるかとは思いますが、基本、市内業者で数者、5者程度あるかというふうに理解してごさいますので、基本は市内業者で指名をしていきたいというふうに考えてごさいます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっと僕が分からないので聞きたいのですが、最低価格とかというのは設定したりするのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今回、委託契約を予定してごさいまして、基本は専決者の予定価格を立てて、その上で入札を図っていく契約となっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっとこれはお願いしたいことであるのですが、宜野湾市の庁舎の工事で部分で県外企業が入ってしまったというのが今年度ちょうどありました。価格が安かったというところもあったのですが、市内業者から、やっぱり基本的には市内業者の優先発注だろうということで、かなり怒りの言葉をいただいておりますので、そこはしっかり考えていただいて、宜野湾市の方針に沿って、ダンピングというところもあると思います、やっぱり。ダンピング防止の観点も考えながら、入札の業者の選定には取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 この期間が令和6年度から令和8年度という3か年なのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 濱元委員の御質疑にお答えいたします。基本、役所の支出年度においては、4月1日から3月31日の支出を基本としてごさいます。それに例外的な規定として債務負担行為がごさいます。今回、令和6年度から8年度までという形で、先ほど申し上げたとおり、予定価格の設定においては、これも予算に含まれるうちの一つでありますので、支出年度は令和7、8年度ではごさいますが、債務負担行為を立てることによって予定価格の計上、入札の手続等を行いますので、実際の事業執行内容は令和7、8年度ではごさいますが、準備する行為として令和6年度からとなっております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 支出がそれになっているということで理解します。

それと、今回2か年なのですが、1か年でできないかどうか。というのは、結局、新経費が毎年毎

年上がったり、金額決まったら、受託したところもちょっとあれかなと思うのだけれども、その辺、どういうふうな考え。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 濱元委員の御質疑にお答えいたします。前年度の契約手続で単年度の執行というところも形としてございますが、全庁的にこの契約手続行為を事務作業としてやらないといけないので、それらの効率化もございますので、基本、そういった清掃委託業務に関しましては、1年度の契約手続において2か年間の契約をしているのが通常の処理だというふうに認識してございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 了解しました。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ進行してまいります。

審査中の議案第82号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時13分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時13分)

【議題】

議案第83号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 議案第83号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課から議案第83号についての趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 先ほどの第82号と大体似ていると思うのですが、入札で業者を選定しているという話だったのですが、ここは一緒の業者かどうか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。先ほどの議案と契約内容は一つの契約を結びます。この内容の中から水道事業分、下水道事業分を、公営企業会計ではございますが、水道事業と下水道事業に区分されておりますので、その金額に対して職員の人数から水道事業分と下水道事業分を7対3で案分して、支払いのほうはそれぞれの会計から支出する予定でございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 1業者を7対3で分けているという内容ですね。分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回、水道も下水道も庁舎清掃業務委託という形ではありますが、この見た感じでは、一階のフロアに下水道も水道もあるのか。これちょっとどういう感じなのか、御説明をお願いします。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 濱元委員の御質疑にお答えいたします。上下水道局において、上下水道庁舎として1階のフロアに水道施設課、下水道施設課、業務サービス課で、上下水道局の受託事業者のほうが入居していて執務室にあります。2階のほうには総務企画課で局長室というふうな形で配置しておりまして、この施設において教育委員会の総務企画課あるいは指導課、学務課のほうがこの庁舎のほうは利用してございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回の場合、1階と2階を合わせた上下水道局のあれで、実質的に見た1階は同じフロアの感じで、一括でもいいのかなというような感覚なもんだから、その辺、うまくできないのか、ちょっとその辺。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 濱元委員の御質疑にお答えいたします。先ほどの契約と水道事業会計の契約、下水道事業会計の契約は、契約は1つになります。ただ、その部分で業者さんは1つでありますので、効率的に清掃を行っていただいております。ただ、水道事業と下水道事業が会計区分がございまして、支払う際にそれぞれ7対3の割合で案分して支払いしているというところで、両方から契約して、別々の業者が実施しているわけではなくて、契約は1本。ただ、支払い部分に関しましては、その会計負担区分に応じて支払いをしている状況でございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは進行してまいります。

審査中の議案第83号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時21分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時21分)

【議題】

議案第93号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第93号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課から議案第93号についての趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしくお願ひします。本市の水道料金は30年間、努力によって維持してきたというふうになっていますけれども、この30年間の間は県企業局はどんな、県企業局も上げなかったのかというのとは分かりますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。県の料金改定の説明もございましたが、沖縄県企業局においても、平成5年度の料金改定以降、同様に30年間にわたって経営の合理化等でその料金は維持されてきてございました。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 では、今回、料金改定に至った背景が分かれば教えてください。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。料金改定の状況でございますが、水道事業においては地方公営企業法という法律がございます、その法律に基づきまして、事業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされ、独立採算が求められております。今回、県企業局の料金改定がございましたので、宜野湾市でいえば水道に伴う料金改定が増額となっております、買う費用のほうが。それに基づきまして、どうしても料金改定を行わなければならない状況が出てきておりますので、今回、条例改正で料金改定の議案を上程している状況でございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 企業局が料金を上げる原因というのですか、理由が分かれば教えてください。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。沖縄県企業局の水道料金の改定の主な理由といたしましては、昨今の電気料金高騰に伴う動力費の上昇、また老朽化施設の更新費用や耐震化のための費用増による経営状況の急激な悪化が見込まれ、現状のままでは老朽化の進行により故障等の頻発や重大化を招くことが懸念され、今後の安定給水にも支障を来すことから料金改定を行ったというふうに伺っております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 ある意味、必然的だったというのか、早期に上げざるを得なくなってきたという背景が見えてくるのかなと思うのですが、これにPFOS関連で料金が上がっているというふうなのは分かりますか。関わっているかどうか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。宜野湾市においては県の企業局から水を購入してございますので、その部分において、県においての取組ではございますが、PFOS対策につきましては昨年の県議会の11月定例会において、当時の県企業局長は2024年から2027年度のフッ素化合物PFAS対策は年間最大10億円程度を見込んでいると答弁がなされてございます。また、今回の県企業局の料金改定額33円46銭のうちPFOS対策に係る費用の割合は約11%で、金額にしますと3円8銭になると伺っております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 昨今のいろんなエネルギー事情とか生まれていて、PFOSだけは何とか抑えてほしいな

と思います。これは国の采配にかかっていると思います。努力はしているけれども、上がってしまう。本市も46銭でしたか、ちょっと抑えているみたいな答弁を聞いています。市民生活、いろんな意味で圧迫されていますので、またさらなる努力をよろしくお願いします。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 優委員の質疑に関連して。多分聞きたかったのは、企業局のPFOS対策というのは粒状活性炭とかを用いてPFOSを除くので、そういったものの費用と、あと気になっていたのが、活性炭は消耗品なので、交換のサイクルがあると聞いたのです。それは取り替えた粒状活性炭は焼却して、燃やして処分するまでが対策に含まれている。今、昨今のエネルギー高騰もあって、燃やすだけでもかなりエネルギーを使うものですから、そこら辺の処分費用も上がっていると。それをやっぱり今確認したかったのは、おそらく料金審議会で、この辺を県でもやって、こちらも上がった分だけ消費する水道の料金だけを値上げに応じるみたいな、そういう審議がなされたのかなというのを聞きたかったのかなと思うのですけれども、その辺、料金審議会でどういう審議がされたのか、もう少し詳しく情報を聞ければなと思うのですけれども。

(「休憩お願いします」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時34分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時35分)

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下地委員の御質疑に直接的なものではないのですが、県の企業局の料金改定に関する資料の中から、経営評価委員会、これは外部委員会という形で意見がございますが、それらに基づきますと、県の企業会計の中ではやっぱり料金改定の必要性は高く、料金改定を速やかに行う必要があるというところがございますが、また令和6年4月の料金改定は、受水事業体、市町村ですね、の対応期間を考慮し、見直していただきたい。改定額案についても、料金の算定方法や各取支費もこの積み上げの考え方についてはおむね妥当なものと考えられるか、受水事業体の経営に与える影響は大きいから見直していただきたいというような形で、この外部経営評価委員会の意見の中で直接的なPFOSの記載は見当たりません。ただ、この電気料金高騰等による国への要請等の中において、そういった対策等の費用も当然要請をされている。できるだけ圧縮していただきたいというような要請をされているというふうに理解してございますが、直接、県の内容をちょっと把握してございませんので、PFOS対策がどのような形で詳細に圧縮するための費用が必要かどうかというのは、すみません、こちらで把握していないところでございます。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 すみません。もう一点だけ。初歩的な話になると思うのですけれども、33円値上げされて、新旧対照表で、家庭用、8立方までで、この値上げ額が確認できたのですけれども、気になったのが営業用の水道料が漏れなく上がっているのですけれども、営業用に出す給水を提供する側というのは、事業者さんになると思うのですけれども、こちらは消費税とかは発生したりはしないのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下地委員の御質疑にお答えいたします。54ページに表のほうの記載がございますが、家

庭用、営業用、浴場営業用とございますが、こちらは水道料金抜きの金額でございまして、基本、これに消費税が加算される金額で請求する内容でございます。

○下地崇 委員 これに加算するわけですね。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 お願いします。一個だけ教えてほしいのですけれども、去年の沖縄県企業局が値上げする際に、たしか補正でその値上げになった際の受水する市町村に関しては2億円の減免の措置されたと思うのですけれども、この減免された2億円で、宜野湾市の割り振りがあったと思うのですが、これは何に使われたのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 嶺井委員の御質疑にお答えいたします。県の企業局においては、当初、徴収単価102円24銭から125円24銭の金額で条例を改正されてございます。一般会計からのそういった補填でもって、市町村への売渡し価格的な形のもが自治体に4円40銭、受水事業体において全てにおいて減免がされている状況で、市町村にお金を支払うのではなくて、単価金額を下げて水売り渡しているというような状況でございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 これは前は半年間ということで聞いていたのですけれども、今の話の条例は125円となっているということは、この4円40銭の部分に関しては半年間で終わりということによろしいのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 嶺井委員の御質疑にお答えいたします。この補助金、県企業局においても県の一般会計のほうから補助金をいただいて減免してございます。ゆえに、この補助金自体が継続できるということはまだ確認してございませんので、基本的には3月31日でもって減免の期間は終了というふうにお聞きしてございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 今の宜野湾市の水道料金改定は、125円を基に計算することで大丈夫ですよ。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 嶺井委員の御質疑にお答えいたします。先ほどの県企業局から購入している金額というのはそのような形で変わりますが、今回提案しているのは、その減免とかは関わりなく、宜野湾市においては令和7年4月、徴収は6月から、令和8年の4月適用の徴収は6月からということで、この内容に変化はございません。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 去年の8月の台風で断水のときに給水車等で水道を出したと思うのですが、あれは飲料水だったので、本市の上水から入れたのか、まずちょっとそこから確認してよろしいですか。

○知名康司 委員長 総務企画担当技幹。

○総務企画課総務企画担当技幹 お答えいたします。昨年度、長期間にわたる断水、台風の影響による断水において応急給水活動を実施しております。その際に市民に対して提供した水は、長田第二配水池から水を

配水してございます。県企業局から直接水を供給いただいたわけではなくて、長田第二配水池に貯水してあります水を供給してございます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 飲み水ですよ。

○総務企画課総務企画担当技幹 はい。飲料水になっております。

○下地崇 委員 たしかこれ補正で600万円だったかな、ちょっとうる覚えなのですが、出して、その水道分を賄ったような記憶がうる覚えであるのですが、その額もやっぱりこの料金改定に伴ってですか。もし今後、そういう断水があったときに水道を供給するケースが生じたという仮定で今話しているのですけれども、その際はやっぱりこの料金に応じたまた額面が算定されて、非常事態用の水道料金も上がるという考えでよろしいですか。すみません。ちょっと伝え方がうまくなくて申し訳ないのですが。

○知名康司 委員長 総務企画担当技幹。

○総務企画課総務企画担当技幹 災害時に供給いたします水道、飲料水については、基本的にはその費用というものに関しては市民のほうからいただいております。実際にその分の水道費用については、無収水量として計上しております。無収水量、収益のない水量として計上して、県企業局から上水購入をしておりますけれども、実際そういった災害時における給水等、使用する水については無収水量として計上して、会計上はそのように計上して決算上でお示しております。

○下地崇 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1つだけ聞きたいです。9月30日に審議会から答申を受けて、10月7日から10月28日までのパブコメ、意見募集なのですが、このものに対してもそうなのですが、これまでいろんな審議会に諮る、答申を受けたもの、その後、パブリックコメントやる場合、審議会の委員のメンバーというのは、パブコメを頂戴するときに閲覧できる改定案と併せて審議会のメンバーはこの方たちですというのは公表されているのでしょうか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時46分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時46分)

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 又吉委員の御質疑にお答えいたします。パブリックコメントを掲載する内容でございますが、パブリックコメントを実施する意見募集の趣旨であったり、意見募集に係る参考資料として、水道料金改定の案、水道料金改定検証資料、上下水道料金審議会の答申書をホームページ等で掲載し、また水道局の窓口においてそれが示せるように準備はしてございました。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 答申書は、たしか審議会の委員長のお名前はたしか載っていたと思うのですが、例えば審議会構成メンバーというものでパブコメを書く際に見られる、公表されている資料として、審議会の委員のメンバーを公表されているものかどうかというのを確認したい。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 又吉委員の御質疑にお答えいたします。今回、水道料金改定等の審議会委員は7名でしたが、委員氏名は公表してございません。

○又吉亮 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第93号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時48分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時58分)

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は12月11日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後2時58分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和6年12月11日(水) 2日目

午前10時00分 開議
午後 3時57分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(6名)

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇

副委員長	宮城優
委員	又吉亮
委員	嶺井拓磨

議長	呉屋等
----	-----

○欠席委員(0名)

○説明員(6名)

建設部長 次	城間勝也
市街地整備課 工事一係長	仲間淳
市街地整備課 計画係長	桐澤秀明

市街地整備課 課長	嶺井実克
市街地整備課 工事二係長	眞志喜徹也
市街地整備課 計画係主任主事	森永穰英

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉竜希
-----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更について
- (2) 議案第81号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

第462回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年12月11日（水）第2日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

担当課から議案第96号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 改めまして、おはようございます。これ率直に聞きますけれども、3,000万円以上高騰して価格が上がっているのですけれども、その背景が分かれば教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 まず初めに、電線共同溝を掘削して、各家庭に電線を、区画に、下水道のような形で、設計である程度引き込み口を決めるのですけれども、その後により入れ口、地権者によってより入れ口ができるとか、そういう計画の変更等が出てきたところに対して、設計変更、委託なり、また工事現場での変更箇所が結構出てきている、その変更と、あと掘削の深さとかが…。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 工事をしていく過程で出来ているというか、変更せざるを得ない工事等が出て価格が増えてきたという認識でいいですか。これというのは工事に入る前とかに、ある程度予測というのはできないものですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 設計ではある程度できるのですけれども、掘削する際に結構石灰岩が出てきて、岩が出てきたのです。下水道、上水。上水の取り合い。水道の場合は、ある程度、切り回し、水道管、ある程度、融通が利くのですけれども、下水道溝の場合は特殊、結構大きいボックスカルバートが入って、そのところで岩が出てきてしまうと、すごいボリュームができてしまうことがあって、もちろんポイント、ポイントで設計の段階でボーリング調査はするのですけれども、延長も結構な延長があるものですから、その辺も掘ってみないと分からないというところが土木工事…。以上です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 予定よりも工事の範囲が広がった。それから、余計なと言ったらおかしいですけれども、

せざるを得ない工事が増えたというような認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。予期せぬ工事が増えたというところと数量等の変更があったという。

○宮城優 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 おはようございます。よろしく申し上げます。そもそもこの西普天間の電線共同溝工事の沖電さん選定したときの指名の方法はどういう経緯、経緯を教えてくださいませんか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 包括的に協定を結んでおります。令和4年から。設計、施工、また施工管理も含めて、3者で協定を結ぶのですけれども、宜野湾市、沖縄電力、沖電工と結んでいるのですけれども、その一番の要因は、令和9年または令和7年の琉大開院開学に間に合わせるように幹線道路、また、第一回も全て完了しなさいというところから始まって、普通の道路工事でも管路、大きいボックスカルバート、ぽんぽんとやった後、それを結ぶ工事は土木工事でもできはする。その後、入線工事とか、そういうところがどうしても沖縄電力にしかできない、その後。据え付けるのは土木工事、その後、入線工事で、地権者とのやり取り、一件一件やり取り等が、通常、この西普天間住宅地区の道路の区画道路、幹線道路含めて7.68キロあるので、すけれども、それをやると10年ぐらいかかる。毎回毎回、入札、指名というか、公募をかけて業者を決めて、それから発注して工事を始める。その繰り返しを7キロ余りをやると10年ぐらいかかる。かかる、試算というか、なのですけれども、それを5年ぐらいに短縮してやるにはどうしたらいいかというところから始まって、いろいろ相談、補助元である国とか、いろいろ事案等をやると、東京電力が一番国内でやっているところの相談したら、包括的にやるほうが円滑というか、半分ぐらい縮める工程を組めたというところで、いろいろな関係、内閣府なり国交省なり、補助元に問い合わせても、これでよしというか、ということで、やっぱり一番のあれは工期の短縮が一番のメリットでスタートしています。

予算は、この契約の中にも、通常随意契約だと我々が予定価格を算定すると、ほぼ99%、100%でやるのですけれども、我々が提示したというか、設計額より、向こうが出してくるのは、9割を切るときもあったし、満額でやるのではなくて、適正な価格でやっているというのも対外的にはいいのかなというのもあって、一番は工期の短縮。スピーディーというか、この開院開学に間に合う、また令和9年度に工事が完了するところから始まりました。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 次に質疑しようとしたのを先に答えて、ありがとうございました。丁寧な説明。

水道、また土木も入っているので、別事業なのかなという観点だったのですけれども、工期と予定価格。80、90%。

(「90前後は」という者あり)

○下地崇 委員 適正価格なのかなと思ったのですが、これ令和7年1月30日工期ですけれども、間に合いそうですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 年内完成。

○下地崇 委員 年度内。

○市街地整備課長 年内に完成、工事は完了して、年明け早々完了検査、補助金申請を行う、1月中旬に。という段取りで今進めています。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 分かりました。市内の事業者が優先発注という観点は、隣市の沖電さんとか入ってもらっているわけですが、2次3次等で事業者さんの活用もぜひお願いします。私がお願いすることではないのですけれども、ぜひそういう観点も持ってもらえたらと思います。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 今、下地崇委員の質疑の中でもあったことで、ちょっと気になったのは、変更の議案が出ておりますけれども、これ多分中間表決の部類に入ると思うのですけれども、多分月曜日に表決になりますよね。それで決定するか、しないかが決まるのですけれども、先ほどの聞いていますと、もう既に工事が終わっているみたい。違う。

○宮城優 副委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 工事一係長の仲間と申します。現場自体は、最後の路線、普天間8号、来週末には完了予定して、それに対しては精算変更という形で議案のほう上げさせていただいております。早期解決を依頼して、年内に変更契約を締結して、年明け早々には完了届を出してもらって、1月22日に完了検査の予定が設定されておりますので、1月22日の完了検査から逆算すると、年内に変更契約を締結する必要がありますと考えております。それでもって、1月31日には繰越分の国庫補助金の予算を県に請求し、年度内に繰越分の歳入を受けたいと考えております。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 この資料の中の地図というか、そういうのが出ておりますが、この見方は、例えば赤い部分が本体工事の部分で、緑の部分が詳細設計箇所ということで、赤い部分、喜友名23号があるのですけれども、そこら辺の工事を含めて進められている。

○宮城優 副委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 工事一係です。資料1の喜友名23号につきましては、こちらのほうの電力需要が始まりますので、電線共同溝と通信線のほうは敷設済みで、歩道の舗装も完了している…。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 これは電線共同溝に対しては協定がありましたよね。協定の期間。これは令和5年度協定の締結に関する議決内容だから、今度、次年度は令和6年度になる。

○宮城優 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和6年度工事、年度協定なので、区間を区切って、予算の範囲内で協定を結ぶというところ。なので、今回は繰越分の令和5年度協定、区画にかかる協定なのですけれども、今年度も、令和6年度区画道路協定を結んで…。

○宮城優 副委員長 知名委員長。

○知名康司 委員 何年度までですか、期間。

○宮城優 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和8年度。補助も令和8年度まで。令和8年度には全ての7キロ余りの工事が完了するという。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。呉屋等 議長

○呉屋等 議長 少し確認をさせてください。市街地整備課からいただいた資料の4番の委託内容変更ということで、電線共同溝詳細設計等々、ここに、こういうことを委託の内容を変更しますよということで資料をいただいております。先ほどの説明、もう年内には工事が終わるという話をされていて、この増額分のことまで進めているのですか。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 修繕設計の内容につきましては、現場で発生した事案に対して修正をその都度その都度指示して、材料の変更などを現場に指示して、現場のほうは進めさせていただいているところです。今回、変更工事につきましては、お互い協議書を交わして、動かない数量で、動かない土工数量とか材料の数量でもって、この内容で変更協定額として締結する内容の変更額となっております。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 動かない額ということであれば、金額も動かないというふうな認識なのです。あと、もう一つ、一番大事なところは、議会の議決を待たずにこの増額分まで進めているのかということ、ちょっとここ大事なところなので、確認させてください。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 工事一係です。変更額につきましては、現場のほうに指示書でもって、金額については概算で現場のほうには指示して、出していて、最終的にこの変更協定の締結額を議会に上げた上で、なるんですが、現場のほうも進め切れないものですから、現場のほうは先行して進めておいて、最終的な金額はお互い協議書でもって、この額でということをやっているところなのですが。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 議長言われる、よく存じていまして、難しいところは、先ほど、現場でボーリング調査をして設計を行っているのですけれども、掘ってみないと分からない。掘って岩が、大きい塊が出てきて、ここにどうしても特殊なボックスカルバートを設置しないとイケないところで、工期が始まった段階ですね。これを難しいところなのですけれども、協議書を交わして、現場はもうストップできないので、掘削、普通、床掘りですんなりいくのですけれども、土の場合。でも、岩が出てきた場合は、これをそのまま放置しておくことができないので、岩が出てきましたよと。我々は、では、ちょっと修正、設計を入れて、岩掘削に変更して、インパクトというか、岩は岩で、それで大きい岩を掘削して、そこにボックスカルバートを設置するという作業を、指示書を交わしてやるのが通常なのです。そういうところの積み重ねが、今回精算という形で出てきた、設計も含めた工事の数量及び金額になっています。

○知名康司 委員長 議長。

○呉屋等 議長 通常、契約内容の変更、今まで何度もあったことも承知していますし、議会の議決を得て

から、その追加分はたしか工事はいつも発注していたというふうな認識なのです。ですから、議会の議決を待たずに、その工事の発注等々進めていたということであると、技術的なものが今説明あったのですが、例えば臨時議会を開いて、もっと早めに、そういった緊急性があるのであれば、やるべきだったのではないかなというのと、やっぱりこれは仮の変更仮協定書ですか、そこにも議会で否決された場合には当該仮協定は無効となるが、市は一切の責任を負わないというところまで書いてあるのです。要は議会が否決したら、その分の費用は市は一切責任持ちませんよということをお互い交わしているのですけれども、この進め方というのは少し、これでいいのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりでして、本来、もちろん臨時議会を、その都度ではないのですけれども、開くのが当然といえば当然だと思います。今回精算という形でやったのですけれども、今後、そういう形で、もちろん、否決されたら、今、スケジュールもなしというか、なしになるのも当然認識していますので、今後、こういう事案が出てきた場合は、少しいろいろ相談したり、臨時会も含めてやっていきたいと思います。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 ちなみにこの事案が分かったのはいつ頃ですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この3,000万円余りは、その都度都度の積み重ねです。先ほど、もうほとんどではないのですけれども、結構岩が今回、出てきていて、それが一番なのですけれども、そういうところは土木工事、通常工事に変更協議を交わして、最終的には精算という形になりますので、工期内…、精算…。

○呉屋等 議長 要するに追加しないといけないというのが分かった時期です。

○市街地整備課長 10月11日。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 10月11日であれば、そのときは、たしか10月定例会開会中でありまして、また11月には臨時会も開ける、まだタイミングなので、これではやっぱり議会軽視と言われかねませんので、これでは議会の議決を待たずに。議会の議決を得る必要があると提案理由に書いていながら、議会の議決を待たずにそれやっているというのは、やっぱりこれはちょっと問題だなと思いますので。しかも、10月で分かっているのであれば、11月に臨時会を開会する。そして、そこで議決を得て進めていただくのが本当は正式なやり方かなと思います。

というのは、この1月末までの委託契約内容だったので、答弁があるまでは、私は議会の議決を得て、それから1月までには完成するものだなというのを、ここに入ってくるまではそういう認識だったのです。答弁では、年内という話があったので、そういうのは答弁を聞いて初めて分かったので、そこはもう少し丁寧に進めて、苦言を申したいです。ちょっとこれは議会軽視と言われてもしょうがないので、しっかりそこは対応していただきたいと思います。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 管路のカルバートの途中に当然岩があれば掘っていけないというのは想像できるのですけれども、この岩を取り除くためにどういう設計で、どういう工程でというものに対して、資料をいただきたいのですけれども。サイズがどれぐらいで、取り除くのにどれぐらいかかったのか。費用、ハンマーも大型

を入れないといけないと思いますけれども、その辺の参考資料は請求したいなと思うのです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 1か所当たりどのくらいの日数と、どのような感じに変更したかというところを協議簿
交わしているので、どういう形といたしますか。休憩をお願いします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時31分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時32分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 このボックスカルバートを設置する過程で、通常的设计とはちょっと違った岩が出てき
た場合の内容変更等になり、どういった施工方法でやったかというところの資料は提出いたします。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 すみません。1つだけ補足させていただきたいのですけれども、先ほどから言っ
ているように変更内容というのは、掘ってみなければ分からないとか、そういった細かい変更はどうしても
出てくるのが、土木工事だと出てきてしまうのですけれども、そういうので、増になる要因もあれば、減に
なる要因というのもあるって、そういったものが全部積み重なって、最終的に積算して増額金額を出していく。
その中で、今、最終的にその金額の積み重ねが終わった後に議会の議決を得なければいけない範囲になった
というふうに分かったので、議決を得るという形で議案を出しているわけなのですけれども、例えば大きな
変更が一発で出て、その変更だけによってそういう増額が発生するというのであれば、議決を得てから施工
を進めるという方法もできるかと思うのですけれども、現場の中の細かい変更の積み重ねというふうにな
っていますので、その増額の要因があったとしても、そのために一々議会の議決を得てからその作業を進め
るというのは、はっきり言って不可能に近いと考えています。

なので、どうしても現場でのそういう細かい作業内容の変更というのは、指示書によって作業自体はスト
ップすることはできませんので、工事を進めていくという形にせざるを得ないのかなというところは、ちょ
っと御理解いただければと思います。当然大きな、想定していたのと全然違うような大きな変更があって、
その要因で大きな変更が出てくるという時であれば可能かなとは思っているのですけれども、なかなかそういう小
さい変更の積み重ねというところでは、少し施工のタイミングと、そういった議会の議決を得るタイミング
というのは、全てその後でしかその作業ができないというふうになると、なかなか工事は難しいものになる
かなというところがあるので、これについては御理解いただければと思います。すみません。失礼いたしま
した。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の説明、分かりました。変更協議書の中で議会の議決が必要な額、幾ら以上でしょうか。
小さなものだと、なかなかその都度お諮りすることはできない、積み重なったもので今回3,300万円ほどの
増が出た。そこで、議会に議決を付すべき事案になったということであるのですけれども、では、幾らで議
会に付すべき額になるのか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 5,000万円以上、もしくは10パーセント以上です。なので、今回、10パーセント、1割を超えているので。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 66ページの業務委託内容変更協議書、こちらの記事と書かれているところに、工事の内容を変更する、それぞれの追加工事のもの載っているのですけれども、それぞれの内訳をお聞かせいただけるか、資料いただけますか。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 変更内容に係る数量変更、数量表については、資料のほう準備させていただきます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 先ほど議長のほうも触れられていたのですけれども、議会で否決された場合、当該仮協定は無効となる。しかし、一切の責任は負わない。仮に議会で否決された場合、もう既に着工、着手して、年内に完了するだろうと。議会で否決された場合、どのような対応になるのか、お聞かせください。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 工事一係です。工期が差し迫っているという今回の協定ではあるのですが、一旦、工期を延長して、再度金額のほうを見積直して、また議会議決するものと考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 既にこの工事は着手して完了しているけれども、お金だけは議会の議決が必要ということですね。手順としては、この積算を出して、変更内容を出して、議会議決を得て着手していくというようなイメージなのかと思うのですけれども、それぞれの変更内容が幾つかあって、個別であって、それが積み重なって3,300万円、3,000万円ほどですか、というふうになっているのですけれども、もう一度さらに設計変更と言いましたか、再度改めて出すということであったのですけれども、それは着手して完了しているものに関して議決を得るといえることになるのですか。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 現場のほうは完了して、全ての数量関係も上がっているので、ここは精算変更額に対しての議案議決を得るものと考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 内容変更協議書は令和6年10月11日、そして委託変更仮協定書を結んだのが10月15日。10月15日以前には、この工事の内容というのは、ほぼほぼ着手されていたのでしょうか。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 今変更内容につきましては、現場のほうに指示を出して、最終数量等報告して、10月11日には最終金額を設定したところです。この日付がずれましたのは、12月議会への上程を目指しております、そこまでには確実な金額を把握した額がございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私が聞きたいのは、この記述、10月11日あるいは10月15日の前にもう既に着手をしていたのかどうかということなんです。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 こちらの現在の数量変更につきましては、既に着手していた現場もあれば、今からこれぐらいの数量で終わらせる、数量でこれから進めさせる現場もありました。

(何事かいう者あり)

○市街地整備課工事一係長 協議書と、あと仮協定書を結んだ後の現場、進めさせている現場もありました。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 10月15日としましょう。10月15日以前に着手していた工事、今回の変更内容のもの、10月15日以後に着手していた工事、先ほどの詳細と併せて、その日付、着手した、変更して指示書出して着手したというのを併せて内訳いただけたらと思います。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 変更数量表の内容の中で協定書とか仮協定書の日付で区分した資料を作成したいと思います。着手前、協定前、協定後の仮協定前、仮協定後の資料を作成したいと思います。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 先ほどこのようなことが今後ないようにというふうになっていたのですが、現場のほうでは、都度、そういうイレギュラーというか、予期せぬことが起きるから仕方ないということだったのですが、どう気をつけるのか。ないようにしたいということをおっしゃっていたのですが、その都度都度出てくる変更内容、指示書でもって進めていく。工期が決まっている指示書によって進めていく中で積算されて、1割もしくは5,000万円以上の工事になったときに議決を得るということになったときに、また同じような案件が出てくるのではないかと。我々として、やっぱりちょっと懸念するのは、先ほど議長がおっしゃったように議会軽視ではないかということなのです。議会の議決が必要という提案理由があるにもかかわらず、先に着手して、得る頃には、議会議決を得た数日後には工事が完了しているというのが、やはり議会軽視になるのではないかなというふうには思うのですが、今後このようなことがないように気をつけていきますと言いつつも、やはりこれは致し方ないという説明もあったので、こころの整合性をどうつけるのかというのをお聞かせください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほど議長から議会軽視、そう言われても仕方がないかなと思っているのですが、積み重ねがそういうことになって、この変更の数量、金額が重なった時期が、今言われる10月11日だったのです。なので、そのタイミングで臨時会を開くタイミングが取れるのかどうか。そういうところを調整して、もっと早めに議会の議決を得るような努力をするというところなんです。もっと早く分かる場合もあったらろうし、最終的にいろんな工事が、建築とか、すごい細かい作業とかということところはちょっと厳しいのかなと思うのですが、この固まった時期に応じて、その議決のタイミングを今後図っていくという努力というところなんです。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 工事二係です。今、こういう土木の工事では、そういった積み重ねというか、先ほど説明しているとおり、よくあることではあるのです。議会に当たらない、1億5,000万円以下の工事でも同様のことは必ずあります。なので、変更は必ずあるのです。そういったときでも、1億5,000万円以

上でも、考え方としては、まずその年度の予算がありますので、それ以上超えてしまったら支払いできるわけではないので、今回は予算を持っていたということで、こういう議会にかけているのですけれども、例えば1億円の予算で令和6年度の工事を行うとなったときに、岩が出てきて、その岩だけの土砂掘削が岩掘削に変わって3,000万円増えましたとなったときに、1億3,000万円になってしまうわけです。となったときに、予算が足りなくなるので、これをその都度その都度、我々は3,000万円の増額が出てくるとかというのを積算ではじいて、では、その予算、逆に延長を減らす、数量を減らして、1億円の額で変更するというような形を取っていかないといけないのかなと思っています。だから、要はボリュームを減らさないといけないということです。ほかのところでは増えた分に対しては減らさないといけないという、この工事をやっているながら対応していかないといけない部分でやっていかないと、今言っているこういう小さな積み重ねの増減に対しては予算を把握してやらないといけない。逆に、そうではない、本当に構造物を変えないといけないという、現場の状況が変わって、製品が変わるといえるときに、議会の承認を得ないといけないというときは、もう完全にその作業を止めて、議会の承認をもらって変更を諮ってからやるというような形を取らないといけないのかな。なので、そういう予算のやりくりで、結局はその延長でしか終わらせ切れなかったかというような対応もちょっとやらないといけないのかなと思っています。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに、呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 かえすがえすなのですけれども、いろんなことがあったにしろ、やはりここに契約書に議会の否決の場合は一切責任持たないと書いてあるわけです。これは、本当にそのとおりになったら市の信頼も全くなくなるし、私が言っているのは、臨時会を何で開会しなかったのかということも一つあるのです。これは、課長、臨時会の開催については、部長とか副市長には相談しましたか。

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時48分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時48分)

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 発言については休憩することも理解しましたが、今後のことに関しても、もう少し風通りよくなるように、部長、副市長に、臨時会の開会だとか、あとは専決処分が5,000万円あるいは10%以下。今の物価高騰、資材高騰からすると、この10%というのが果たしてどうなのかということも議論していただいて、5,000万円というのは、それ以上起こるとというのは、10%を例えば15%とか、20%とか、そういうのも検討してみて、逆に、今回琉大病院が1月6日に開院するので、年内というのは恐らく強く言われていることだということを承知していますので、西普天間に限らず、これから大きな公共工事はまた宜野湾市どんどん出てくるので、この専決処分の5,000万円、この10%というのは、今それで果たしていいのかというのもぜひまた部内でも検討していただいて、またそういったのがまとまれば、逆に議会に提案するというのもまた今後の解決策なのかなと思います。

ですから、やはりこういう議会の議決事項に関しては、しっかりまた部長、副市長にも相談してもらいたいというのが1点と、あと、この10%というのが今の物価高騰とか資材高騰に対して、果たしてそれでいい

のかというのも、もう一度部内でも検討していただきたいということです。以上です。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 議長言われるとおりでして、今後、上司にそういうところは常に相談していきたいと思
います。議決案件についても、10%、本当に少し厳しいところですので、逆に我々がお願いする立場なので、
言っただいてありがたいと思います。部内でよく議論して、適切な時期に御相談させていただきたいと
思います。以上です。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 議長、御指摘のとおり、契約してから施工するのは当然でありまして、今回、現場の事情も
いろいろ細かい数量が動いているのも確かですし、そういったことで今回こういう形で上げさせてもらった
のですけれども、今後、また議会に諮るタイミングとか慎重に判断して、部内で調整してまいりたいと考
えております。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第96号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと
思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時52分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時03分)

【議題】

議案第81号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

○知名康司 委員長 次に、議案第81号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課から議案第81号についての見解があれば、その説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 これもちょっと分からないので、教えてもらいたいのですけれども、環境影響評価、事後調査業務委託なっているのですが、これは工事が終わった後の、しばらく経過、環境の影響を見届けるために事業が必要という、そういう事業なのかなと。そういうことですか。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 おっしゃるとおりでございまして、こういった区画整理事業する前には、着手前に環境アセスと呼ばれる手続をして、その評価書という、この工事に対して、住民にどういう影響を与えるかというものをつくってから工事に着手していくのですけれども、その工事中と、その事業完了後に、そう

いった周辺に与える影響がその予測のとおりになっているのかを確認していくという意味を含めまして、毎年調査をして、県に報告していくというような形のものになっております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 令和6年度から7年度ということで期間が設けられているのですけれども、これ、もっと延びないですか。取りあえずは今年度の補正ということなので、今、令和7年度までやっている形ですか。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 おっしゃるとおり、この事後調査自体の期間だけでいえば、単年度で終わるものではなくて、工事終了後も数年間は必要ということで、まだ何年も必要な業務ではあるのですけれども、この債務負担行為の趣旨としましては、本年度中に契約をして、切れ目なく事業を行っていく。ほかの物件もそうなのですけれども、4月1日から切れ目なく業務を着手していきたいということで、新年度に入ってから契約手続をして契約をしてというふうになってしまいますと、空いた期間が出てきてしまいますので、そうではなくて、債務負担行為、今年度、来年度にまたがる契約として、契約だけは今年に済ませておいて、ただ着手は4月1日から着手できるようにという、4月1日から3月31日までの1年間で発注するするものです。

○下地崇 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 どうぞよろしく申し上げます。ちょっと分からないことが幾つかあるので、教えていただきたいのですけれども、いただいた資料、議案第81号の資料の2ページ目、これ数字で書かれていますよね。恐らくこの数字の左上に書いてある表の1から7番、ここまでという形であるのですけれども、この工事、遅れているところ、教えていただいてよろしいですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 今、説明資料のほうの表で、①から⑦という工事を記載しているのですけれども、①から⑦という工事が令和6年度に発注していて、もしくはこれから発注予定のものになっています。詳しく言いますと、①、②、③のほうは、表でいきますと予算額、支出済額、支出見込額、繰越額という形で書かれてはいるのですけれども、①、②、③に関しては繰越額はゼロと書かれていますとおり、執行予定、これは下の図面でいう①、②、③というのは西普天間線の道路が書かれております。これは、琉大の開院に合わせて道路を開通させるという工事になっていまして、繰越しはもちろんないというか、もう完成させるという状態です。

そういうふうに見ていきますと、繰越額というところに数字が書かれているものに対しては、繰越し予定になってくるという見方になります。その中で、支出済額のほうに書かれている、例えば④とか、支出済額に書かれているものというのは、もう契約はして、前払い金は先に支払っているという形になります。前払い金は支払っているのだけれども、工期的には今後延びてくるということで、繰越しのほうに年度をまたいで工事は続いていくというような見方になります。

例えば、その次の⑤というのは、支出済額もゼロとなっているのですけれども、こちらはまだ契約まで行き着いていないというところです。契約まで行き着いていない工事というのは、⑤と⑦です。⑤と⑦については、まだ契約に至っておりません。下の図面でいくと、⑤というのは西普天間線のもっと奥側の喜友名線

という道路と西普天間線のところ、⑦というのは県道沿いの区画のところになっています。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。確認したいのですけれども、これはもともと、いつまでに行うという予定で組んでいましたか。この工事を終えるのはいつまでということ組んでいましたか、お聞かせください。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 先ほど言った終わるというやつは、そのとおりですので、割愛させていただきまして、例えば③、繰り越しながら契約はしていると。⑥も契約はして、前払いは払っていないのですけれども、契約はしていて繰り越していくというやつは、基本的には年度内で間に合う、終わらせられる工事かなというのは見込んでいるのですけれども、何があるかちょっと分からないというところで、今のうちに繰り越しの枠というか、繰り越す可能性があるということで記載しているというところです。

先ほど言った⑤と⑦のまだ契約していないものというのは、もともと支障除去、沖縄防衛局さんがやっている磁気探査を終わらないと乗り込めないという、予算は持っているのですけれども、乗り込めないというところとか、あとは⑦でいったら、県道沿いを工事するというので、県の道路管理者と調整が必要だったというところで、ちょっと現場の乗り込みができない状態だったものですから、今後、そういったものが解消されて発注するとき、恐らく1月頭から発注かけていくのですけれども、1月のときに繰越枠を取っていないで発注をかけると、3月までの工期で発注してしまうので、それはもともと無理な工期で最初から発注するというのはおかしいことなので、今回で繰越枠を取って、最初から適正な工期で発注をかけたいというところで考えています。すみません。回りくどかったのですけれども、⑤と⑦は1月から発注して、年度を越して入る工期ということです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。基本的には、その工期に関しては、見方では何かあってもいいように、ちゃんと多めに見て取るという認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 はい、そうです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 この7番の、さっき言った県道の調整があるという話は聞いたのですが、これは西普天間の区画整理事業は大分前から決まっているはずで、いろんな、8団体くらい集まって協議会ずっとしていましたよね。

○市街地整備課工事二係長 はい。

○嶺井拓磨 委員 なのに、またこの県道の協議というのは、どういう許可とかが必要になるのですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 ⑦に関しては、県道沿いに米軍のフェンスが今残っていますよね。開通されると西普天間線の道路はでき上がっていくのですけれども、⑦に関しては、県の道路沿いにずっと米軍のフェンスが昔からあるやつがあって、これを取っ払って、まちづくりというか、皆さんが県道のまちづくりがすぐスタートできるような形の工事になっていまして、そういった段取りです。撤去していくので、そういう

県道のほうの工事をさせていただきますという段取りを今しかできなかった。今しかできないという意味は、最初からやってしまうと、フェンスをどかして、一般の人がすぐ入れるような状態になってしまいますので、今はまだ現場自体は道路だけを完成させて、一般の人が入ってくるという状況だったので、その道路が完成したと同時にフェンスを取っ払うという考え方で今に至っているというところです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そういうことであれば、もともと撤去することは相手方も理解はしている上で、その工事の手續が今からあるという認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 おっしゃるとおりです。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 資料のほう確認しますが、1の3、工事請負の①、②、③、支出見込額ということで、年度内、この①、②、③に関しては完了するということだと思うのですが、実際に1、2、3の完了予定はいつなのですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 ①に関しましては現場は完成してしまっていて、今週、工事検査になっております。なので、年内で完成ということですが。②、③に関しましても、今、工事中ではあるのですが、最後の舗装工事が残ってしまっていて、その舗装を年内で終わらせて完成。琉大のオープンとともに道路が完成するというところで完成いたします、年内で。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 分かりました。では繰越しする分に関してなのですが、先ほど繰越しを取らなければ1月にかけて3月までの工期になるという不安もあるということで、ゆったりとした工期を確保するため繰越しするというような説明があったのですが、繰越明許費にかかる理由等の中で、完了年月日、令和7年12月になっているのですが、余裕を持っての12月なのか。繰越明許、これはやるという、事業によって6月とか7月とか8月とか、全部まちまちだと思うのですが、今回、年度内が難しいかもしれないからということで繰越しをするというところだけでも、完了年月日を12月に設定している理由をお聞かせください。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 こちらに関しては、きちんとした制度をもってここまでとは決めてはいないです。なので、余裕を持って12月と決めているところではあります。ただ、土地区画整理事業の進捗を考えていくと、これよりも早く終わらせていけないといけないとはあるのですが、繰返しになりますが、余裕を持たせて12月という予定をしているというところです。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これはちょっと教えていただきたいことなのですが、仮に自らで設定した完了年月日、自分たちで設定できますよね、4月、5月、6月とできるはずなのですが、この完了年月日を越えてしまった場合、どういった対応になるのかをお聞かせいただけますか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 基本的には、今行っている資料で12月という明言、書いてはいるのですがけれども、工事契約発注したときには、先ほど言った精度を改めて工期を設定して発注かけるので、12月以降の工期設定というのもありえはすると思うのです。余裕を持ってやったという点で、あまりないかもしれないのですが、そこでちゃんと工事のボリュームを見て、これ1月だったというときには、契約上は1月という工期で発注はかけられるのかなという認識です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 お聞きしたいのは、自ら設定した完了年月日を越えてしまった場合、これはもう憶測というか、あれでしかないのですが、越えてしまった場合、自分たちで定めた完了年月日ではあるけれども、越えてしまった場合は何かあるのかというのをちょっと知りたいなというところです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 適正工期を発注時には工期設定するのですが、金額、工種によってやるのですが、それを越える要因があった場合、天候とか、ほかの、西普天間に限っては、いろんな上下水道、電線共同溝、入ってくるので、そういった取り合い等が現場で始まって、なつての延長だと、工期延期願が業者から出たとしたら、それで適正に処理するというふうになると思います。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 特に何からのペナルティーがあるということではないという認識でよろしいですね。

○市街地整備課長 はい。

○又吉亮 委員 もう一つお聞きしたいのは、今回、単費でやる工事、単独の工事も2億4,000万円の繰越をされるのですが、この表を見る限りでは、単費（保留地処分金）となっているのですが、保留地処分金、西普天間地区の中でトータル幾らぐらい持っているか。保留地処分金で得られる収入というのがどれぐらいあったか。忘れてしまったというか、大きな部分だけ覚えているのですが、それ以外の細々としたものを合わせて大体どれぐらいの原資、財源があるのか、お伺いいたします。

（「休憩」という者あり）

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前11時24分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時24分）

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 西普天間住宅地区における保留地処分金額は66億5,500万円、事業計画上でありまして、今、保留地処分金に係る進捗状況は79.5%、支出しているという状況です。今後、1ヘクタール保留地なり、一般保留地が令和7年度からどんどん処分していきますので、それを事業費に充てるという計画です。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 66億円ほどの保留地処分金の見込みがあって、そのうちの79.5%が既に執行しているということなのですが、お金の流れ、ちょっとお聞かせいただきたいなというところなのですが、

66億円の歳入、既にあるというわけではないはずなのです。だけれども、79.5%の保留地処分金を財源見込みとしての事業執行なされているというような、今、私、認識なのですけれども、一度別でお金を出しておいて、そこからまた保留地処分された際にそこにあてがっていくのか。お金の流れというものをお聞かせください。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 先ほど言った79.5%というのは、既に売却できている分で、それは琉大に対して売ったものになっています。琉大に対して売ったのが、最初に売却できて、その分が最初にいただけている状況なので、今はそれを基金として積み立てて、そこから基金繰入金という形で使っているという形になります。ただ、それも今まだ、事業が進んでくると、それだけでは当然不足していきますので、その際には、今お話があるように、先に出しておいて、後から保留地が売れたときに返していくという形になるのですけれども、まさに今、今年度からその協議を財政通してやっけていまして、公営企業債という形で、本来保留地処分金が入れば、それを使っていく事業、ここでいう単独事業といっているところの使う事業は、一旦公営企業債という形で借入れを行って、それで資金充てていって、売却できて保留地処分金が入ってきたときは、それをもって公営企業債を返済していくというような形で計画しています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 そうしましたら、僕、ちょっと勘違いしていました。79.5%が保留地処分金を財源としたものの事業執行のパーセンテージだと思ったのですけれども、実際、保留地処分ができた部分が79.5%ということですね。

○市街地整備課計画係長 そうですね。

○又吉亮 委員 66億円、このうちの79.5%がもう得られているということですね。

これから先の流れとして、保留地処分金を財源としたものの事業が、この予算内で賅えなくなってきたときに、公営企業債という一度借入れをして進めていくというところだったんですけども、これの公営企業債の利率というか、利息、どれぐらいのものなのかということと、もう一つ、79.5%の残りといったら20.5%。1ヘクタールの保留地処分、たしか予算、10億円から12億円ぐらいで、たしか出していたのではないかなと思うのですけれども、あの1ヘクタールの保留地処分金は残り20.5%の何%になっているのか。要するにあの処分が早くできれば、公営企業債というお金の借入れも必要ないのかなと思うところなのですけれども、それが何%、残り20.5%のうちのどれぐらいを占めているのかということと、やはり借金をせずに、借入れをせずに単独事業を進めていくとなった場合には、あの保留地処分がいつになるのかということところが重要なところなのかなと思うのですけれども、その辺、お聞かせいただけますか。

(「休憩お願いします」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時28分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時31分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほど保留地処分金の1ヘクタール保留地が何%かということなのですが、約16%

を占めております。

あと、公営企業債の利率なのですけれども、今、新年度予算の策定中で、今の利率は1.5%で設定しているのですけれども、実際借入れするときに借入先によって利率が変わるので、今、試算としては1.5%に設定しています。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 また、再度よろしくお願ひいたします。全員協議会でもやると思うのですけれども、資料のところ、②と③が数字を振っているかと思うのですが、②と③はいつから供用する予定。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当初、①、②、③、幹線道路、②、③が区画道路ではあるのですけれども、喜友名23号、地区内については、当初こちらの委員会でもお話ししたとおり、12月26日に開通式を行うとお聞きしていたので、それについてはそれをマストで我々計画をして、完成に向けて取り組んできたところですので、年内には完成して、区画線まで含めて年内には終える予定になっています。終わります。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっとお伺ひしたいのですが、琉大病院のところ、国家プロジェクトになっているではないですか。もちろんそれは国との連携するはずなのですけれども、その国との話がどのようなになっているのか。その進捗の状況、教えていただけていいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この区画整理事業についてですか。特に進捗はよく、県、沖縄総合事務局も含めて、補助元である含めて進捗管理はやっているのですけれども、我々の報告では、先ほど言いましたとおり12月26日までには完成するというのでずっと上げていたので、予定どおり終えるというところで報告はしております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 今のままだと、先は工事中なので行き止まりになりますよね。使えない状況、あちらが完成するまで続きますよね。その認識は合っていますか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 我々としては事業は全部つながるものだと思ってずっと進行してきたので、今、遅れているということで、各関連部署に、特に琉大さんですけれども、説明しているところではあります。多分、全員協議会のほうで建設部で説明があるとは思っているのですけれども、琉大の病院をオープンとともに開通させる区間というのを限定して供用開始しないとイケないということで、西普天間の、土木の現場としては、そういうふうな対応をするということで、国、県とかにも説明しています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 僕が曖昧なあれであるのですけれども、この国道58号からどうなって来られるようになるのですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 すみません。事業がちょっと別なので、あまり私もいろいろと細かくはちょっと発言難しいのですけれども、国道58号から上がって西普天間のほうに行けるというところなんです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 先ほど琉大病院とやり取りをされているという話をしたのですけれども、琉大病院からはどういった話があったかというのを教えてもらってもいいですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 これも私が直接説明したというか。建設部長なり説明が終わってから、私は現場のやり取りをさせてもらっているのですけれども、まず12月26日に開通するというので、国道58号まで。そうなったときに、次の工事ができるようになるので、一般の車両がどんどん入ってきて行くという想定でしたのですけれども、琉大さんのほうは病院の開院が1月6日ですので、1月6日ということは、年末年始の期間中は一般の方だけが入って行って、出ていくというような状態の道路になっている予定でしたので、なおかつ琉大さん、患者さんの引っ越しは1月4日と5日に患者さんを引っ越しさせて、6日にオープンするというような計画でいたものですから、なおかつそういう物品の引っ越し作業というのを年末年始に考えているということも、ちょっと具体的にどんどん、どんどん分かっていった中で、年末年始に一般の車両が通過交通するのは、向こう側としてもあまりちょっと都合はよくないということの後半になって分かってきたところで、先ほど言ったちょっとアクセス道路の遅れが出てきているという説明の中で、では年末年始に関しては引っ越し作業が、患者さんの作業とかがスムーズにできるというところで、それはそれでいい話、いい話って言ったらおかしいですけれども、そこはそういうふうに対応できるなというところで、特段、これに関して大きな、オープンに関してというか、琉大病院が開院するに当たって問題事項というのは、コメント難しいのですけれども、今のできる範囲の道路区間でオープンしていくということで認識して共有しております。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。結構琉大病院は国家プロジェクトであるのですけれども、今回、移動するときに力を入れることは緊急医療、救急車ですよね。緊急の高度医療に力を入れていくということは聞いているので、一分一秒争うときに大回りしないといけないのです、国道58号のほうから来ると。そうすると、やっぱりすごく、今ここで言うことでもないかもしれないのですけれども、そういった方々が、あと1分早ければとかという話になってくると思うのです。多分出てくるのではないかなと思うので、そこは意識しながら、オープンできるからよかったというわけではなくて、人の命がかかってここに来るわけなので、そこを認識して、今後も各部署との連携をお願いしたいなと思います。以上です。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 御指摘のとおり、やはり病院ができる際に、そういう緊急の車両のインフラというか、そういうのはその計画があったとおりにオープンすべきだなとは思っていますので、ちょっと我々も、隣の部署にはなるのですけれども、そこら辺とちょっと工程をちゃんと調整して、琉大さんに迷惑をかけないようにしていかないといけないなと思っています。今はちょっと、こちらはこちらで現場内で対応できることをしていかないといけないなと思っています。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第81号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時41分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時44分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時44分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時01分) ※現場視察を行う。

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時57分)

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は12月12日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後 3時57分)

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和6年12月12日(木) 3日目

午前10時00分 開議
午前11時42分 散会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員(6名)

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇

副委員長	宮城優
委員	又吉亮
委員	嶺井拓磨

議長	吳屋等
----	-----

○欠席委員(0名)

○説明員(4名)

建設部長 次	城間勝也
市街地整備課 工事一係長	仲間淳

市街地整備課 課長	嶺井実克
市街地整備課 計画係長	桐澤秀明

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

主事	又吉竜希
----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第81号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第82号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）
- (3) 議案第83号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第90号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第91号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第92号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第93号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更について
- (9) 議案第99号 市道の認定について
- (10) 請願第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准について
- (11) 陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情
- (12) 陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情
- (13) 陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情
- (14) 陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情
- (15) 陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について
- (16) 陳情第27号 野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情
- (17) 陳情第31号 宜野湾市営野球場の観客席・トイレの改修について
- (18) 陳情第32号 ガードレール及び側溝蓋の設置について
- (19) 陳情第33号 嘉数高台公園にある拝所、上ヌ山（イーヌヤマ）祠、改修について
- (20) 陳情第34号 横断歩道の設置について
- (21) 陳情第35号 「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情

第462回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年12月12日（木）第3日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。
(開議時刻 午前10時00分)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時00分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時10分)

【議題】

議案第81号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第82号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第83号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）

○知名康司 委員長 議案第81号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第82号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第83号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上3件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時11分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時11分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第90号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第91号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

議案第92号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第93号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第90号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第91号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について、議案第92号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第93号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時13分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時13分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第91号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第99号 市道の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第99号 市道の認定についてを議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時15分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時15分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第99号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時16分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時16分)

【議題】

請願第 8号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准について

陳情第10号 有機フッ素化合物(P F A S) 汚染から県民の健康と生命を守る陳情

陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情

陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

陳情第27号 野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情

陳情第31号 宜野湾市営野球場の観客席・トイレの改修について

陳情第32号 ガードレール及び側溝蓋の設置について

陳情第33号 嘉数高台公園にある拝所、上又山(イーヌヤマ) 祠、改修について

陳情第34号 横断歩道の設置について

陳情第35号 「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております請願第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准について、陳情第10号 有機フッ素化合物(P F A S) 汚染から県民の健康と生命を守る陳情、陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情、陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情、陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情、陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について、陳情第27号 野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情、陳情第31号 宜野湾市営野球場の観客席・トイレの改修について、陳情第32号 ガードレール及び側溝蓋の設置について、陳情第33号 嘉数高台公園にある拝所、上又山(イーヌヤマ) 祠、改修について、陳情第34号 横断歩道の設置について、陳情第35号 「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情、以上12件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本12件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時17分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時42分)

【議題】

議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

それでは、本件に対する質疑から、ある方。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 改めて、お越しいただきありがとうございます。もう少し、この第96号について話を聞かせていただきたいのですけれども、先日の委員会の中で、このようなことがないように気をつけていきたいというふうな答弁をされていたのですけれども、これまでに他市町村含め、全国含め、これが建設行政の中ではスタンダードなのか。そして、宜野湾市においては、これまでこのようなことが普通にあったのか。例えば議決を得る前に着手をしていた事例、打合せ指示書でしたか、そういったものによって進めていって、議決案件になるような10%、もしくは現在でいえば5,000万円以上というような議決案件に至る前に積み重なったというところなのですけれども、その前に着手していたというような事例が全国的にもスタンダードなのか。宜野湾市にもあったのかというのをお聞かせください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 委員が言われる、今回の議案で上げてありました、事例については、もちろん土木工事、公共工事では常に行っていることです。国交省なりからのガイドライン等でも、発注後に、発注時点で予期せぬ、工事現場で変更等があった場合は、受注者側から協議書を出されて、我々が現場を確認し、またその工程等、完成までに向けて、このときにさせないと進捗が遅れるという場合は指示書を出して指示をさせるというところは、国交省のガイドラインにもありますし、我々宜野湾市だけではなくて、他市町村もちろん、県内、県であろうが、国の工事であろうが、そういうのがスタンダードでやっているというところ。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私のほうで資料請求させていただいたのですけれども、これはまだ作成中という。

○市街地整備課長 そうです。

○又吉亮 委員 分かりました。では、ちょっと確認しておきたいことは、今回に関しては幾つかの工事、追加工事が出てきて、その積み重なりが3,000万円ということで、10%を超えてきたというところの議決案件になってきたのですけれども、仮にこれが1つ目の工事をやっていて岩が出てきた。それが10%を超えてくるようなものであった場合は、工事を中止してやるのか、指示書によって進めていくものなのか、お聞か

してください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 10%、議決事項で1億5,000万円の1,500万円、その規模だと、設計書がどうだったか、そもそもというところがあるので、そういうところはさすがにこういう膨大な変更契約となると、もちろん議決案件にはなる事項なので、議会には上げないと、議決を得ないといけないと思うので、その辺は、そういう規模になるともちろん議会の議決を得ないといけないと思っています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ボーダーラインの話になるのかなと思うのだけれども、1,500万円。1億5,000万円以上の工事だと1,500万円になるのですけれども、1本目の工事でイレギュラーが見つかった。追加発注をする。それが750万円。着手をして、その数日後、800万円分の追加工事がある場合、1,500万円超えてきます。こういった場合は、1つ目に着手したものを止めて議会の議決を諮っていくのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、工期の兼ね合い等がもろもろあって、その分を減にしたり、また設計を見直して新たに発注するとか、公共工事は期限が決められていて、求められる完成品を納めてもらうというところがあるので、この辺が相手先も待てるのかとか、いろいろ総合的に考えてどうするか判断するので、そこを議会に上げる、中止してというところは、難しいところ。そこは判断しないといけないところだと思います。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 そういう10%を超えてくるような増額が出てきたときに、昨日もちょっとその話はしたのですけれども、本来だったら予定している延長を短くして減額にしていく。増額に変わっていく条件のものは増額でやるしかないのだけれども、延長を短くして減額して、そんな大きな変更が起きないようにする。予算があるので、その予算を超えるようなことはできないので、減額するとかというのも臨機応変に対応しないといけないと思っています。

これは土木のパターンなのですけれども、建築の場合は建物を建てないといけないので、そこで何かそういう予期せぬ、くいが深く必要になるとか、あんな感じで増額が出てきた場合は、恐らく建物のグレードを下げるというか、中身の減額要素を入れていって、プラ・マイ・ゼロにしていくとか、そういった形で対応するしかないというのも聞いてはいます。土木はそういうグレードを下げるということ、ちょっとできないので、延長を短くして増減をなくしていく。大きな増額をなくしていくというような対応を取ることにもなるのかなと思っています。

ただ、そういう西普天間の事業進捗、スピードに対応していかないといけないというときに、そこまではやらないと次の工事に進み切れないというところがあるので、減額はできなかったというところもあるかと思っています。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 皆さんのお気持ちというか、建設現場に携わっていて、迷っているのもよく分かります。工期をしっかり守らないといけない。そしてまた、予算の範囲内という中で変更が生じるというのも、もちろんその現場においては変更が生じるというのも分かるのですけれども、これは現場サイドの視点なのかなというところです。議会サイドとしては、やはり会計を見ていく、我々が持っているのが議決の権利、要

するに当局側が執行する権利があるのだけれども、その予算に対して私たちが議決する権利を持っている。会って功績を計ると書いて会計というらしいのですけれども、それはそのやった事業に対して、本当にその対価が妥当かどうかというのを見た上で、ちゃんとお支払いをするというのが妥当。それを市民一人一人が見ることができないので、議員というのが選ばれている。なので、私たちはそこをしっかりと計った上で、功績を計った上、その予算を議決していかなければならないというのが、こちら側のサイドの見方なのです。

なので、皆さんがおっしゃっていることもよく分かるのですけれども、やっぱり市民の負託を受けて、その公金でもってやられる事業に対して、我々はそれを執行する側と議決する側の権利を分離しているというところにおいては、やはり執行する側が先に議決を得る前に着手をするというのはいかがなものだろうというところなのです。

最終的にどういうふうに着地をさせていくべきなのかというのは物すごく難しいところだと思うのですけれども、以前、委員会の中でおっしゃったように、例えば臨時議会ができなかったのかとかというような部分。あとはパーセンテージの部分とか、変更だったりとかというのももちろんあるかもしれないのですけれども、やはりこの部分が議会の議決を得る必要があるという提案理由がある中で、もう既に着手しているのは、やはりいかがなものかなと思うので、これから先の対応もちょっと伺っていききたいなというところなんですけど、改めて、その見解、お聞かせいただけますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 我々執行する側で、それを議会に上程して議決を得るために今回やったのですけれども、先日のお話でもあったとおり、この変更協議または仮契約書が分かった時点、決まった時点で、やはり前々から分かっていることだったので、10%を超えたとかというところは少し難しいところがあるのですけれども、最終的な精算的で、まだまだやる時間があるという適切な時期、今回10月11日に仮協定書を結んだのですけれども、2か月も空いたので、その間で臨時議会なり、お話できたタイミングもあったのかなというところで、今後、適切な時期に、全体像が分かった時点で議会に諮っていきたいと思っています。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 次、下地崇委員。

○下地崇 委員 そもそも第1回目の契約協定手続を踏んだときの最初の予算、2億3,000万円余り、出ていたと思います。この金額に至った経緯、もう一度お聞かせいただいでよろしいですか。

(「休憩お願いします」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時55分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時58分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この2億3,600万円は区画道路です。区画道路の普天間1号、普天間3号、普天間4号、普天間8号、喜友名23号、新城33号の路線の電線共同溝部分の工事の金額です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 この金額を出したのは誰ですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この契約金額は沖縄電力と沖電工さんが見積りとして出した金額です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 相みつ取りましたか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 相みつは取っていません。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 相みつは取っていません。設計金額があつてですね、我々公共積算システムではじいた金額を、設計書と出して、これは公表しないのですけれども、図面等一式、数量計算書も金額を切り抜き、お金をはじいた、消した段階、幾ら出来ますかというのをはじいてきた金額が2億3,600万円ということです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 この金額、安い、値段的なもの、整合性を取れたという認識を持っていたというふうの前に説明を聞いたのですけれども、結局、増額、積み上がってきて、微々たるものがどんどん積み上がってきて3,000万円超えたので、議決案件というのを理解しているのですけれども、この金額は適正かどうかという判断は、相みつ取っていないので、分からないのではないかなと思うのですけれども、これをゴー出したという根拠があります。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 その都度のいろいろなもの、現場の出たことに対して、昨日、例えて岩と言ったのですけれども、そういうところが出たときに、岩が出ました、協議を求めます、岩を掘削、岩破碎しないと管路が造れません、ボックスが設置できませんというところで、ある程度の数量を挙げて、どのくらいポーリングだったよと、それを公共単価に置き換えて、一件一件はじいた金額を積み上げ。これを見積りとかではなく、公共単価に置き換えた積み上げになっています。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 相みつだったり、適正価格は市が算出した公共設計価格、公表されている市場単価から割り出したので、問題ないという認識でよろしいということですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 突発的なこういう小さい変更もそうなのですけれども、大きい、全て我々が積算するには公共単価を採用するので、適正です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 随契の状態、随契扱いの案件、見ている案件だと思うので、随契だと言っていいと思うのですけれども、参考金額、こちらの執行部の皆さんで出した金額で見ても照らし合わせて安いと判断したのだというのは、なかなか市民、理解しにくいのではないかなと思うのですけれども、その見解をお願いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 それから、例えば100万円出るではないですか。今回、我々が設計を出した金額より、

向こうが提示した額が9割ぐらい。なので、この変更も9割切る。コンマ切るだけで精算という形、一件一件も9割…。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 コンマ9割という金額、ほぼ100%の予定価格の中で90%。10%安いという額で持ってきたので、これだったらのめるねという判断ですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これが安いと言われてたら、また、もっと安い金額でできるところあるのではないかとされるのですけれども、契約している以上、そちらの請負比率といいますけれども、そちらで算出して、この変更契約の金額に反映させる。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 分かりました。亮委員もおっしゃっていましたが、我々市民から付託を受けて、この工期、どのように扱うかというのはシビアな話だと思います。安い、高いの話ではないのですけれども、今回の案件、大きい額動いておりますし。納得できる形ですね、この判断となる金額、適正価格かどうかというの、もう少し見やすい形にしていかないと、なかなか納得を得られないのかなという思いがいたします。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 よろしくお願ひします。確認をさせてもらいたいのですが、今のキャンプ瑞慶覧、西普天間住宅地区は、平成27年に返還されて、ちょうど3年間の支障除去が終わり、平成30年度から造成工事が始まっているものと理解しています。その造成工事、1工区、2工区、3工区、4工区までありましたか。造成工事をしていられる際にも、その契約金額で工事をしていたら大きな石が出たとかいうことで、度々議会にも同じように増額のものが出て、これが度々あったものだから、この5,000万円だとか、10%と決めて、専決処分のある程度金額を決定したいきさつがあると思うのです。その際も同じように議会にこうやって上がってきて、そこは私の記憶では、議会の議決を得てから工事が再開したというような記憶のだけけれども、この西普天間の造成工事、1工区、2工区、3工区。4工区もあったか。その辺はどうでしたか。そのときも、もう議会の議決を待たずに工事は進めていたのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ちょっと把握はしていないのですけれども、制度上は、もちろん数十億円とか、10億円とか、そういう規模が非常に大きい琉大街区の造成工事だったと思います。なので、途中でいろいろな大きいものが出てきた場合は、工期も少し長めに取られていたとか、そういうところで、途中で臨時議会とか変更契約やる前にも、桁がちょっと違っていたので、そういうところはあったかと思うのですけれども、琉大も着工が控えている中で、変更契約する前に着工はしていないということは可能性はあるのですが、ちょっと確認はできていません。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 今までのやってきた西普天間の歴史というのがあって、その中で、恐らく4工区ぐらいに分けてやっていたのですよね。なので、その中でやっぱりどうしても工事を進めないといけなから、専決処分もしたいという話があって、それで額が決まっていって、それまでは、たしか工事は止まっていたよう

な記憶があって、なので、議会の議決というのはそこだけ重いのだなというのもあったのです。

もう一つ確認したいのは、時系列で、例えば今回の、そもそも論で申し訳ないですが、時系列で、この工事の入札の予算からアップー超えそうだといいところがある頃分かって、最終的に工事がいつ、要は止まっていなくて継続しているわけですね、ずっと。いつ完了予定かというところまで御答弁願えますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回の工事は令和5年10月2日に契約を行いました。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 確認してからでいいので。ただ、工事が完了。検査ではなくて工事が完了するという予定のほう、御答弁ください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 工事完了は年明けになります。この工事。失礼しました。工事完了は今年。

○呉屋等 議長 年内。

○市街地整備課長 年内です。失礼しました。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 昨日は年内と、私、聞いた覚えがあったので、確認の意味で、年内。今回、議会運営委員会に早期採択を求めた理由には、この工事を令和7年1月31日までに終えたいということで、早期採択を議会に依頼が来て、ということは、その前に終わるとい見通しがもうついていたわけでしょう、12月に。その早期採択の理由もこれで、1月31日までというのは多分12月も入るのだけれども、何かこのところの説明も、本当に議会に対して誠実な説明なのか。早期採択を求めるためのものかなというところも少し分からなくて、もう一つは、協定書、議会がこの採択をすると協定書が正式に発効されるわけではないですか。でも、協定書はないけれども、工事は止めることなく、その増額分もやっていたということですよ。では、協定書というのは何の意味があるのだろうかと思って。支払いの話が出てくるかもしれませんけれども、協定書は結ばなくても、この工事の完了までには問題がないという認識でいいのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この協定書には、包括的にあるのですけれども、約款がついていて、工事約款と委託約款がついています、後ろに。今、こっちの市のものがついていて、その内容の中にそういう条文、指示…。通知によって協議を交わしてできるということ。

ちょっと細くなるのですが、この工事がこの委託契約を結ぶ際の仕様書とか、そういうところで取決め事項があって、その中にまた土木工事の協定仕様書、土木工事施工管理基準とか、その設計図書に準じて施工しなければならないというところがあって、それがまた国交省から出されているガイドラインに基づいてとかと、ずっとつながって行って、昨日からずっと出ている指示、協議が出たら、そこの現場で変更が必要な事柄が出たら協議、受注しなさい。我々がやらないといけないよねというところで指示を出して現場を進めることができるという、ずっと一連で続いていることがあります。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 課長がおっしゃるとおりだとは思いますが、それは。ただ問題は、限度額変更の増額の5,000万円と10%を超えた場合もそれが適用されるのかということと、もう一点は、我々議会というのは地方自治

法の下に議会というのは進めさせてもらっていて、それは地方自治法に対して議会の議決を得ずに、しかも年内に工事が終わるといふものを今この12月議会で早期採決。これは追認案件ではないですよ。追認案件ではないので、地方自治法に照らし合わせて、どのような認識をお持ちなのかなというのを聞きたいです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回、我々ずっと、毎年なのですけれども、土木工事やってきまして、精算的な変更契約を常にやってきました。委員、議長から言われている、市民の負託を得て市の公金を扱うというところで、ちょっと認識が薄かったなというところがありますので、やはり今後は、議会に案件が出ると分かった時点で、現場を進めることなく、もちろん諮らないとやれないというところを認識いたしましたので、この議会に上程する規模の変更が生じた、分かった時点で議会に上程して、もちろん定例議会問わず臨時議会でも上げて、補正はさせていただきたいと思いました。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 対策も大事なのですが、私が先ほど聞いたのは、地方自治法に対してどのような所見であるか。もちろん条例だとか出す場合に、市の法制課を通して、要は上位法との、やっぱり上位法優先ですよ、国内であれば憲法が上位法ですから、その前の法の中でどれが上位を示すのか、上位法なのかという判断も必要だと思うのです。そのなかで、やっぱり我々議会は地方自治法、そしてまた憲法を一番に思って、県外でも、そういう協定書、議会の議決を得ずに契約したものに対しては地方自治法に対して抵触する。これは協定書を結んでいませんけど、というふうな判例とか、そういうのも出ているので、やっぱり地方自治法に対してどのような見解の中で、これは地方自治法に遵守しているのかどうかというところを、仮に、そこまでちょっと考えていませんでしたというのであれば、それでもいいですけれども。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 我々建設に携わる者としては、建設業法等で一連の工事、発注から完成、支払いまで行っていますので、この範囲、その建設業法の下で、こういう事柄が起こっているのですけれども、もちろん地方自治法という、市は1億5,000万円以上は議決が必要、変更の事案、その辺りで、どちらがというところは、ちょっと私も判断はできなくて、どちらも重いと思っていますので、もちろん議決を得ないと変更契約ができないし、支払いもできないというところがあります。なので、また反対に、建設業法の下で我々そういう手続を踏んで、設計書をまとめて仮協定書を結んで議会にお諮りしているところで、どちらがとかというところは判断しかねます。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 今回質疑させてもらったのは、やはり今回のことを教訓にして、西普天間、これから土木工事、どんどんあると思うのです。なので、反省すべきことは反省して、今後になんかつなげていければなどということで質疑をさせてもらっていますので、その辺のところは担当課の皆さんの心も質疑の中で聞いておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 繰り返しになるのですけれども、議会の皆さんの御意見を踏まえて、西普天間が特別とかではなくて、今後、公共工事はそうあるべきというところを意識して、反省を踏まえた上でやっていき

いと思っています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。約款の話が出たのですけれども、この約款は基本的につくるのはどこでつくる。どこがつくったのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 国に準じて県が作成し、県に準じて市が作成です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 この約款の変更は市ができる認識でいいんですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これは標準約款というものであって、市が勝手に条項を変えたりはできないです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 市が勝手に変更ができないという理由は何でしたっけ、もう一度お願いします。

(「ちょっと休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時20分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時20分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 工事の標準約款は国交省が作成しています。

○嶺井拓磨 委員 国交省が作成しているので、修正ができないということですか。

○市街地整備課長 はい。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうしたら、宜野湾市とか入れるのはどういうことですか。国の約款に沿ってやるということではないのですかというのを聞きたいのですけれども。委託者に宜野湾市、請負者に何々とするを入れてありますよね。宜野湾市として、何か持っている意味は、これはあるのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 工事契約書なので、甲が宜野湾市に限らず市町村なり県なりが入って、受注者がその乙の部分に入るとい、標準約款が国交省でつくられていて、市もそれを使っています。

○嶺井拓磨 委員 標準約款を使っている、そのフォーマットを市が使っているという認識だと、市で変更はできたりはすると思うのですけれども、でもできないのですよね。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 工事約款自体を変更するというのはやはりできないとされていて、その中で特記事項として、例えばこの工事は債務負担行為であったりとか、年度を分けて支払いしなければいけないとかというのは、そこに追記として、特記事項として加えるという。変更するというニュアンスよりは、そういう部分で追記するとかというのは市のほうでできるとは思っています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 先ほど言った話でいうと、約款に従ってやるのであれば、約款に今後追記したらいかがですかというところであるのですけれども、そうすると、今までうまく定まっていなかったところも明記した上で、しっかりと今後どういうふうに対応していくということになれば、やっぱりすごく納得がいくと思うのです。そういうことは可能ですかということを知りたいのですけれども。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 約款も特記事項を設けることが、いろいろなパターンでできるところなのですけれども、発注する特記仕様書というのが作成され、お互いで条件がありますよこの現場は、というところに明記もできるのかなと思いました。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうなると、協定書の中に仕様書という言葉が出てこないのです、その関わりというのですか、ちょっとやっぱりおかしくなってくるのではないかなと思うので、その協定書で全てをある程度網羅しないといけないと思うのです。通常であれば、そのあれをやりましたというのはよくないと思うので、そこはうまく協定書の内容も含めて見直しをお願いしたい。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そういうところも踏まえて、約款データとか、約款で仕様の定めるところとか、そういうところでやっていきたいと思います。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ進行してまいります、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第96号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時24分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時42分)

【議題】

議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時42分)

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後1時20分）

○知名康司 委員長 審査期限延期についてお諮りいたします。本件については、12月12日までに審査が終わるよう期限が付されておりますが、本件については、なお、慎重に審査する必要から12月16日までに審査期限を延長するよう議長に要求したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後1時23分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後1時40分）

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

（散会時刻 午後1時40分）

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和6年12月16日（月） 4日目

午後 1時00分 開議
午後 4時03分 閉会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員（6名）

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇

副委員長	宮城優
委員	又吉亮
委員	嶺井拓磨

○欠席委員（0名）

○説明員（0名）

○参考人（0名）

○議会議務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更について

第462回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年12月16日（月）第4日目

○知名康司 委員長 ただいまから経済建設常任委員会の第4日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午後1時00分）

【議題】

議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 継続審査となっております議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後1時00分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後1時07分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。これより議案第96号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

議案第96号に対し、濱元委員ほか4人から附帯決議案が提出されました。濱元委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 それでは、手元に流れていたとおりの文書なのですが、読み上げますか。

（「お願いします」という者あり）

○濱元朝晴 委員 議案第96号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和5年度協定の締結に係る議決内容の一部変更についてに対する附帯決議ということです。

本市は専決処分をすることができるものを「契約額の10分の1以内かつ5,000万円以下の契約価格の変更について」と定めているが、議案第96号は、契約金額を2億3,681万9,000円から契約金額2億7,027万円へ3,345万1,000円増額変更となるため、これに該当しない。また、令和6年10月11日時点では3,000万円余りの増額変更を把握できていたが、臨時会開催や10月定例会への追加議案としての提出も無く、議決の結果を得る前に工事が進行していた。市当局の説明においては、このような場合、工事打合せ簿をもって事業を進捗させることは国交省の工事請負契約における設計変更ガイドラインでも認められていること

であり、問題はないと考えているとのことであった。

今回の当局の対応が、事業の遅延を招かないための措置であったことは理解するものの、市議会には、二元代表制に基づき市政の監視を行うことが求められている以上、増額変更が事前に把握できていたにもかかわらず事業がほぼ終了した時点での変更契約の議案提出については疑問を抱かざるをえない。

よって、議案第 96 号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和 5 年度協定の締結に係る議決内容の一部変更についてに合わせて下記の事項を強く求める。

記

一 議会の議決が必要な工事請負契約については、変更が生じることが明らかになった時点で、速やかに可能な限り、変更についての議決を得た後に執行すること。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後 1 時 1 4 分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後 1 時 1 8 分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。附帯決議案については、質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより採決いたします。議案第 96 号に対し、お手元に配付の附帯決議を付することに御異議ありませんか。

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後 1 時 2 0 分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後 1 時 2 0 分)

○知名康司 委員長 先ほどあった修正の文言も含めて、議会終了後、また委員会を再開いたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後 1 時 2 0 分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後 3 時 5 5 分)

○知名康司 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 5 5 分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後4時03分)

○知名康司 委員長 これより採決いたします。議案第96号に対し、お手元に配付の附帯決議を付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、委員会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

(閉会時刻 午後4時03分)